

阿智村地域防災計画

震災対策編

平成 30 年 2 月改定

阿智村防災会議

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	1
第2節	防災の基本方針 (風水害等対策編 第1章 第2節 参照)	2
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節	防災面からみた阿智村の概要 (風水害等対策編 第1章 第4節 参照)	10
第5節	被害想定	11

第2章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	(各課)	13
第2節	情報の収集・連絡体制計画	(各課)	17
第3節	活動体制計画	(各課)	19
第4節	広域相互応援計画 (風水害対策編 第2章 第5節 参照)	(各課)	22
第5節	救助・救急・医療計画	(総務課・民生課)	23
第6節	消防・水防活動計画	(総務課)	28
第7節	災害時要援護者計画	(総務課・民生課・地域経営課)	33
第8節	緊急輸送計画 (風水害対策編 第2章 第9節 参照)	(総務課・建設農林課)	42
第9節	障害物の処理計画	(建設農林課)	43
第10節	避難収容活動計画	(民生課・教育委員会・保育所)	45
第11節	孤立防止対策	(総務課・建設農林課・民生課)	52
第12節	食料品等の備蓄・調達計画 (風水害対策編 第2章 第13節 参照)	(総務課・民生課)	55
第13節	給水計画 (風水害対策編 第2章 第14節 参照)	(生活環境課)	55

第14節	生活必需品の備蓄・調達計画…………… (総務課・民生課) ……55 (風水害対策編 第2章 第15節 参照)
第15節	危険物施設等災害予防計画…………… (総務課) ……56
第16節	電気施設災害予防計画…………… (電力会社) ……62 (風水害対策編 第2章 第17節 参照)
第17節	上水道施設災害予防計画…………… (生活環境課) ……63
第18節	下水道施設災害予防計画…………… (生活環境課) ……64
第19節	通信・放送施設災害予防計画…………… (総務課) ……67
第20節	災害広報計画…………… (総務課) ……72 (風水害対策編 第2章 第21節 参照)
第21節	土砂災害等の災害予防計画…………… (総務課・建設農林課) ……73
第22節	建築物災害予防計画…………… (総務課・地域経営課・教育委員会) ……77
第23節	道路及び橋梁災害予防計画…………… (建設農林課) ……80
第24節	河川施設災害予防計画…………… (建設農林課) ……82
第25節	ため池災害予防計画…………… (建設農林課) ……84
第26節	農林産物災害予防計画…………… (建設農林課) ……85
第27節	災害の拡大防止と二次災害の予防計画…………… (各課) ……87
第28節	防災知識普及計画…………… (各課) ……91
第29節	防災訓練計画…………… (総務課) ……96
第30節	災害復旧・復興への備え…………… (各課) ……99 (風水害対策編 第2章 第31節 参照)
第31節	自主防災組織等の育成…………… (総務課) ……99 (風水害対策編 第2章 第32節 参照)
第32節	企業防災に関する計画…………… (総務課・地域経営課) ……100
第33節	ボランティア活動の環境整備…………… (民生課・社会福祉協議会) ……102 (風水害対策編 第2章 第34節 参照)
第34節	災害対策基金等積立及び運用計画…………… (総務課) ……102 (風水害対策編 第2章 第35節 参照)
第35節	震災対策に関する調査研究及び観測…………… (総務課) ……103
第36節	観光地の災害予防計画…………… (地域経営課) ……104 (風水害対策編 第2章 第37節 参照)

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動…………… (各班) ……	105
第2節	非常参集職員の活動…………… (各班) …… (風水害対策編 第3章 第3節 参照)	117
第3節	広域相互応援活動…………… (総務班) ……	119
第4節	ヘリコプターの運用計画…………… (総務班) …… (風水害対策編 第3章 第5節 参照)	124
第5節	自衛隊災害派遣活動…………… (総務班) …… (風水害対策編 第3章 第6節 参照)	124
第6節	救助・救急・医療活動…………… (総務班・消防班・衛生班) …… (風水害対策編 第3章 第7節 参照)	124
第7節	消防・水防活動…………… (総務班・消防班・建設班) ……	125
第8節	災害時要援護者に対する応急活動…………… (救助班・避難誘導班) …… (風水害対策編 第3章 第9節 参照)	130
第9節	緊急輸送活動…………… (総務班・建設班・救助班) …… (風水害対策編 第3章 第10節 参照)	130
第10節	障害物の処理活動…………… (建設班) ……	131
第11節	避難収容活動…………… (各班) ……	134
第12節	孤立地域対策活動…………… (各班) …… (風水害対策編 第3章 第13節 参照)	147
第13節	食料品等の調達供給活動…………… (救助班・農林班) …… (風水害対策編 第3章 第14節 参照)	147
第14節	飲料水の調達供給活動…………… (環境水道班) …… (風水害対策編 第3章 第15節 参照)	147
第15節	生活必需品の調達供給活動…………… (救助班) …… (風水害対策編 第3章 第16節 参照)	147
第16節	保健衛生・感染症予防活動…………… (衛生班) …… (風水害対策編 第3章 第17節 参照)	147

第17節	遺体の捜索及び処置等の活動…………… (消防班) ……147 (風水害対策編 第3章 第18節 参照)
第18節	廃棄物の処理活動…………… (環境水道班) ……147 (風水害対策編 第3章 第19節 参照)
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動… (総務班・商工観光班) ……148 (風水害対策編 第3章 第20節 参照)
第20節	危険物施設等応急活動…………… (総務班・環境部水道班) ……148 (風水害対策編 第3章 第21節 参照)
第21節	電気施設応急活動…………… (電力会社) ……148 (風水害対策編 第3章 第22節 参照)
第22節	上水道施設応急活動…………… (環境水道班) ……148 (風水害対策編 第3章 第23節 参照)
第23節	下水道施設応急活動…………… (環境水道班) ……148 (風水害対策編 第3章 第24節 参照)
第24節	通信・放送施設応急活動…………… (総務班) ……148 (風水害対策編 第3章 第25節 参照)
第25節	災害広報活動…………… (総務部) ……148 (風水害対策編 第3章 第26節 参照)
第26節	土砂災害等応急活動…………… (総務班・建設班) ……149
第27節	建築物災害応急活動…………… (各部) ……151
第28節	道路及び橋梁応急活動…………… (建設班) ……153 (風水害対策編 第3章 第29節 参照)
第29節	河川施設応急活動…………… (総務班・建設班) ……154
第30節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動…………… (各班) ……156
第31節	ため池災害応急活動…………… (建設班) ……162
第32節	農林産物災害応急活動…………… (農林班) ……163
第33節	文教活動…………… (教育班) ……165
第34節	飼養動物の保護対策…………… (農林班) ……169 (風水害対策編 第3章 第35節 参照)
第35節	ボランティアの受入れ体制…………… (救助班) ……169 (風水害対策編 第3章 第36節 参照)

第36節	義援物資・義援金の受入れ体制……………（総務班・救助班）……………169 （風水害対策編 第3章 第37節 参照）
第37節	災害救助法の適用……………（総務班）……………169 （風水害対策編 第3章 第38節 参照）
第38節	観光地の応急対策……………（商工観光班）……………169 （風水害対策編 第3章 第39節 参照）

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定……………（各班）……………170 （風水害対策編 第4章 第1節 参照）
第2節	迅速な原状復旧の進め方……………（各班）……………170 （風水害対策編 第4章 第2節 参照）
第3節	計画的な復興……………（各班）……………170 （風水害対策編 第4章 第3節 参照）
第4節	資金計画……………（各班）……………170 （風水害対策編 第4章 第4節 参照）
第5節	被災者等の生活再建等の支援……………（各班）……………170 （風水害対策編 第4章 第5節 参照）
第6節	被災中小企業等の復興……………（商工観光班）……………170 （風水害対策編 第4章 第6節 参照）

第5章 東海地震に関する事前対策活動（地震防災強化計画）

第1節	総則……………171
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制…（各班）……………172
第3節	情報収集伝達計画……………（各班）……………175
第4節	広報計画……………（総務班）……………181
第5節	避難活動等……………（避難誘導班）……………184

第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画・・（救助班・環境水道班・農林班）	187
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	189
第8節	児童生徒等の保護計画	191
第9節	消防・救急救助等対策	192
第10節	村が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	194
第11節	防災関係機関の講ずる措置	196
第12節	売り惜しみ・買い占め等の防止	198
第13節	交通対策	199
第14節	緊急輸送	201
第15節	他機関に対する応援の要請	203
第16節	事業所等の対策計画	205
第17節	自主防災活動計画	206

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、村民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災や平成16年（2004年）新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模地震の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条、大規模地震対策特別措置法第6条第1項及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特例措置法第6条第1項の規定に基づき、阿智村防災会議が作成する「阿智村地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準ずるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本方針

→ 風水害対策（第1章第2節） 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 自主防災組織

自治会を単位とする自主防災組織は、所属する区の自主防災組合と連携をとる。各区の自主防災組合は村の災害対策本部と綿密な連携をとり、村災害対策本部の防災業務に協力する。

6 住民

住民は、日頃から大規模災害に備え、村、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 村防災会議、村警戒本部及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。

- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 避難勧告・避難指示等に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (7) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
- (9) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (10) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (11) その他地震防災に関すること。

2 県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 自衛隊の地震災害派遣要請に関すること。
- (9) その他地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
 - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
 - エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局(長野財務事務所)
 - ア 地方公共団体に対する資金の融通あっせんに関すること。
 - イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東信越厚生局
 - ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 関東農政局(長野地域センター)
 - ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
 - エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設

等の整備に関すること。

- (5) 中部森林管理局
 - ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
 - イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
 - ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
- (6) 関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
 - イ 被災商工業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること。
- (7) 中部経済産業局
 - 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
- (8) 関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。
 - イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
- (9) 中部経済産業局
 - 電気の保安に関すること。
- (10) 北陸信越運輸局
 - 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
- (11) 東京管区气象台（長野地方气象台）
 - ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関すること。
 - イ 地震防災知識の普及に関すること。
 - ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。
- (12) 信越総合通信局
 - ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
 - イ 非常通信に関すること。
 - ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。
 - エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
- (13) 長野労働局
 - ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。
 - イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
- (14) 関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
 - (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくりの計画の策定

イ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

ウ 警戒宣言時

- (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達
- (イ) 地震災害警戒体制の整備
- (ウ) 人員・資機材等の配備・手配
- (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
- (オ) 道路利用者に対する情報の提供

4 南信州広域連合（飯田広域消防本部）

- (1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。
- (2) 村の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) その他消防本部の掌握事務についての防災対策に関すること。
- (5) 構成市町村との連絡協調に関すること。

5 長野県警察本部（飯田警察署）

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること。

6 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び救援物資の輸送
- (10) 炊飯、給水、入浴支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)信越支社
 - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
 - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (2) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI（株））
 - ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。
 - イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
- (3) 日本銀行（松本支店）
 - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
 - イ 損傷通貨の引換えに関すること。
- (4) 日本赤十字社（長野県支部）
 - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
 - イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金品の募集に関すること。
- (5) 国立病院機構（関東信越ブロック）
 - ア 医療、助産等救助、救護に関すること
- (6) 日本放送協会（長野放送局）
 - ア 地震情報等広報に関すること。
- (7) 日本通運株式会社（飯田支店）
 - ア 地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (8) 中部電力(株)（飯田営業所）
 - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
 - イ 電力の供給に関すること。
- (9) 中日本高速道路(株)
 - ア 中央自動車道の防災に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
 - ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
 - イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
- (2) ガス会社（信州ガス(株)）
 - ア ガス施設の保全、保安に関すること。
 - イ ガスの供給に関すること。
- (3) 路線バス会社等（信南交通(株)）
 - ア 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
- (4) 貨物自動車運送事業者（（社）長野県トラック協会飯田支部）

災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

- (5) 放送会社（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野FM放送㈱）
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (6) 長野県情報ネットワーク協会
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (7) 医師会、歯科医師会、看護協会
災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
- (8) 薬剤師会
災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
- (9) (一社) 長野県LPガス協会飯伊支部
液化石油ガスの安全に関すること。
- (10) (社) 長野県建設業協会
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
- (11) (社福) 長野県社会福祉協議会（(社福) 阿智村社会福祉協議会）
災害ボランティアに関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 飯田環境センター
災害時における清掃対策及び粗大ゴミ処理施設の災害対策に関すること。
- (2) 農業協同組合（みなみ信州農業協同組合・阿智支所）
 - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
 - ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
 - オ 農産物の需給調整に関すること。
- (3) 飯伊森林組合
 - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
 - ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
- (4) 下伊那漁業協同組合
 - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
 - ウ 共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
- (5) 阿智村商工会
 - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。
 - ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。
 - エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

- (6) 飯伊地区包括医療協議会（飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会、飯田下伊那薬剤師会等）
 - ア 地震災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
 - イ 地震災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する事。
- (7) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
 - イ 地震災害時における収容者の保護及び誘導に関する事。
 - ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
 - エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (8) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
 - イ 地震災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。
- (9) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資に関する事。
- (10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底に関する事。
 - イ 防護施設の整備に関する事。
- (11) 自主防災組織等
 - ア 村が行う災害応急対策の協力に関する事。
 - イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事。
 - ウ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。
 - エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運營業務等協力に関する事。
 - オ 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。
 - カ 自主防災活動の実施に関する事。

第4節 防災面からみた阿智村の概要

→ 風水害対策（第1章第4節） 参照

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成12、13年度の2か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

平成7年1月17日の「阪神・淡路大震災」（兵庫県南部地震）、平成16年10月23日の「新潟中越地震」、平成19年7月16日の「新潟県中越沖地震」、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震」等数多くの地震が発生し、日本列島のどこの地区で大規模な地震が発生してもおかしくない状況となっており、同規模の地震が阿智村を襲ったらどうなるかを考えておくことはとても重要である。

地震は風水害と違い、発生の予測が困難であり、大きな地震ほど災害初期における被害状況がつかみにくく、そのため救援活動等が立ち後れることも考えられることから、あらかじめ想定される被害量に応じ、応急対策を検討することが重要となる。

本計画においては、平成12、13年度の2か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震の被害想定結果を基礎資料として、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性を検討し、災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画を策定するものである。

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、阿智村においては、最も甚大な被害を被る伊那谷断層帯地震（直下型地震）を想定地震とする。

平成19年10月の地震調査研究推進本部による「伊那谷断層帯の長期評価」によると、従来から知られていた主部（上伊那郡辰野町から下伊那郡平谷村に至る）のほかに、南東部（豊丘村から下伊那郡売木村）にもマグニチュード7以上の地震を引き起こす可能性のある断層帯があることがわかり、別の起震断層として評価された。

南東部について詳細な事はわかっておらず、今後30年間の地震発生確率は不明であるが、今後の活動履歴などの調査も踏まえ警戒しなければいけない断層である。

また、主部に関しては、震度7の地震が起こる可能性はある。

○被害想定

	震 度	建物被害		人的被害			
		木造全壊・ 被木造大破	木造半壊・ 被木造中破	死者数数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
東海地震	5 強	10	19	0	1	29	42
伊那谷断層	7	1,062	1,720	25	30	577	3,603
糸静線北部	5 弱	0	0	0	0	4	2
糸静線中部	5 強	25	51	1	3	57	119
阿寺断層系	6 強	41	241	1	8	154	597

出展：長野県地震対策基礎調査（平成12～13年に県で実施）

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくり

【各課】

第1 基本方針

本村における構造物、施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災基本計画及び東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取組み

- 1 地震等の耐震性の確保、村土保全機能の増進等地震に強い村土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いむらづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

村内は、急峻な地形、もろい地質で形成されている。

過去に、地震被害の記録はないが、伊那谷には多くの活断層があり、将来直下型地震による大きな被害が予想される、又、東海地震、東南海・南海地震による被害も予想されるため、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 総合的、広域的な計画の作成に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となっ

た、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。

- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

主要な道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したむらづくりが必要となっている

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効果的・効果的に行われるよう配慮する。

- b 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(イ) 建築物の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等も応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。

- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

- b 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
 - a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- (オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。
 - b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的の応急対策等が行えるように努める。
 - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の災害に対する安全性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
 - (ア) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備を強化する。
 - (イ) 建築物の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
 - (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

- b 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図るものとする。
- c コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

(エ) 地質、地盤の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図るものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的の応急対策等が行えるように努める。
- d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

【各課】

第1 基本方針

災害時においては各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内における防災行政無線等によるネットワークの整備について研究する。
- (エ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積・情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等を共有化し住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資する。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースが見られる。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段は、多ルートで設置することが求められている。

本村においては、平成元年度に整備した同報系防災行政無線は住民への周知に、移動系防災行政無線は消防団の伝達活動を中心に大きな役割を果たしている。

しかし、これらの設備が老朽化してきたことに伴い、デジタル化による施設の整備を進めている。

また、広域での応援体制のための消防無線（県内共通波）も整備されており、設備の適切な管理運営が必要となっている。

さらに、これらの通信手段及び阿智村役場には自家発電装置が整備されており、非常時の電力供給に重要な役割を果たしている。

(2) 実施計画

ア 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置をする。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築する。

エ 衛生携帯電話、移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

オ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第3節 活動体制計画

【各課】

第1 基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時等における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第2節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準、参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても、迅速な対応ができる体制とする。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行うものとする。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差において連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

- (イ) 応急対応活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震に対しては、県及び他市町村との応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成、地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 日常的に役場庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。

(イ) 役場庁舎が被災した場合に備え、災害対策本部代替施設を阿智村コミュニティーセンターとして選定しているので、開設に必要な機器等の整備について行うとともに、第二代替施設を次の基準等により検討する。

- a 新耐震構造で建設されている施設
 - b 有事の際の用途が比較的競合しない公共施設
 - c 災害対策本部の設置に要する空間が確保可能な施設
 - d 防災行政無線等の設置に支障がない施設
- (ウ) 役場庁舎以外の災害対策関係施設（地区公民館等）においても、設備等の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるものとする。
- (エ) 激甚な災害の場合、発災当初は、物資の調達が相当困難になることから、災害本部対策要員用の食料、飲料水、毛布等の備蓄および調達体制の確立に努めるものとする。
- イ **【関係機関が実施する計画】**
 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

- (1) 現状及び課題
 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- (2) 実施計画
 ア **【村が実施する計画】**
 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

- (1) 現状及び課題
 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。
- (2) 実施計画
 ア **【村が実施する計画】**
 (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
 (イ) 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第4節 広域相互応援計画

→ 風水害対策（第2章第5節） 参照

第5節 救助・救急・医療計画

【総務課・民生課】

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、村内医療機関と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、災害の規模によっては、災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会等へ協力を依頼する。

患者受け入れ状況及び活動体制等について、関係機関と共に正確に把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡・搬送体制の整備を図る。
- 6 災害発生時の救助・救急活動について、職員・住民も関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、救助救急車両の整備及び運行は南信州広域連合飯田広域消防本部が行っている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として進めていく必要がある。

消防団及び自主防災組織等を中心として、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置を行い、平常時から訓練することが重要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村及び飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 飯田広域消防本部において、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」等に基づき、救助工作車の配備、救急車の高規格化をはじめとする消防力の整備を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。
また、平常時から住民に対して、これらを使用して救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに定期的に訓練を実施する。
- (エ) 日本赤十字社等の協力を得て、平常時から救助・救急資機材を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、(社)長野県歯科医師会、(社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。

本村においては、初期治療用医薬品や衛生材料等を村内診療所に常時備蓄しているが、十分な備蓄量があるわけではない。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとし、備蓄された医薬品については、定期的な在庫確認を行う。
また、近隣市町村への供給体制についても、検討するよう努める。
- (イ) 村立診療所及び村内医療機関における医薬品等の備蓄を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会(飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等)、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

- (イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部では、次に掲げる事項を行う。
 - a 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院(飯田市立病院)、飯伊地区包括医療協議会を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

飯伊地区においては、飯伊地区包括医療協議会を中心として大規模災害医療救護計画が策定され、災害時における地域内での医療体制の整備が図られており、地区別に応急救護所が指定されている。(救護所については、別紙資料のとおり)

また、県計画においては、飯田市立病院が地域災害医療センター(災害拠点病院)として指定されており、今後、病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図ることとされている。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 市町村の枠を越えた各地域単位の広域医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。
- (イ) 飯伊地区包括医療協議会の災害医療救護計画により応急救護所及び医療救護設置体制の確立を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部及び飯伊地区包括医療協議会(飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等)は、災害医療救護体制について整備を行うものとする。
- (イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や中長期的な医療を担うチームへの引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状および課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定する。
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。
- (イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施する。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図る。
- (ウ) 村立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、村内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行う。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡・搬送体制の整備

(1) 現状および課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村、飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 大規模地震災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。また、訓練を実施する等、各関係機関との連携体制を強化し、有事に備える。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
 - b 最先到着隊による措置

- c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成、任務等
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修、訓練を定期的に行う。

(エ) 関係機関の協力を得て、飯田広域消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

(オ) 警察、防災関係機関と、道路の損壊等により通行障害が発生した場合の傷病者の搬送対策について、あらかじめ検討する。

(カ) 小、中学校のグラウンド、公園、村有地等を災害時臨時ヘリポートとして事前に指定しておくとともに、円滑な緊急空輸を行う体制を整備する。

(キ) 大量の負傷者発生時には救急車両が不足することから、村有車による救急患者の搬送及び地元関係団体、自主防災組織等から搬送に必要な車両、操作要員の派遣を受ける体制の整備を検討する。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第6節 消防・水防活動計画

【総務課】

第1 基本方針

大規模地震災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

さらに、この計画に定めのない部分については、飯田広域消防計画によるものとする。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

現在、本村の消防体制は、本部及び8分団で編成している。

また、団員数は年々減少傾向にあり、団員一人一人に掛かる負担はかなり大きいものとなっている。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した飯田広域消防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設・設備・処

遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、地震による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール・ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模地震災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、地震発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火・救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、飯田広域消防計画の修正を行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期する。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

(イ) 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、管内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができるよう協力する。

(ウ) 火災予防

前項（オ）に準ずる。

(エ) 活動体制の整備

大規模地震発生時等における消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、飯田広域消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

- a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整
- b 大規模な同時多発火災に対しての火災防御計画

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入体制を確立する。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、地震発生時には、まず、自分の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待って、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の使用を中止して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本村には、阿智川、河内川、清内路川、園原川、本谷川、大沢川、治部坂川、和知野川等水防対象となる要水防河川が多くあり、土砂災害警戒区域も多く含まれ、平坦部では河川又は内水のはん濫、山間部では急傾斜地の崩壊や土石流が予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

水防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、次の事項を実施する。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備

- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
 - (ケ) 水防機関の整備
 - (コ) 水防計画の策定
 - (サ) 水防協議会の設置
 - (シ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】
- (ア) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
 - (イ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
 - (ウ) 地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視
 - (エ) 洪水時における水防活動体制の整備
 - (オ) その他飯田広域消防計画による諸活動の実施

第7節 災害時要援護者計画

【総務課・民生課・地域経営課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育、介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、村及び県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、地域住民、自主防災組織等は協力しながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策を一層充実する。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

なお、本村には若干の外国籍住民等が在住していることから、日本語が理解できないことなどによる災害時要援護者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関、社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言化などの防火環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 避難行動要支援者の支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を以下のとおりとする。

(a) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- c 療育手帳Aを所持する知的障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 村の生活支援を受けている難病患者
- d 上記以外で自主防災会が支援の必要を認めた者

(b) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記以外で避難支援等の実施に関し村長が必要と認めるもの

(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

阿智村地域防災計画に基づき、関係部局が連携して平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的な更新を行う。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として阿智村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の促進を図る。

(エ) 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(オ) 避難行動要支援者の移送計画作成

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。

2 在宅の要援護者対策

(1) 現状及び課題

在宅の災害時要援護者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、災害時要援護者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において災害時要援護者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施設等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(オ) 災害時要援護者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の要援護者の状況把握に努める。

(カ) 避難行動要支援者以外の要支援者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支えあい等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者の状況についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

災害の発生に備え、必要に応じて、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

(ク) 支援協力体制の整備

飯田保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民（各地区役員、地域支援者等）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設等対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断・耐震改修・防災設備の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者

が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自主防災組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

また、村では、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するように努める。

イ 【要配慮者利用施設等が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び村の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー

等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治防災組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等を施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

さらに、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

4 病院入院患者等対策

(1) 現状及び課題

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(イ) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿ってそれぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

ウ 【医療機関が実施する計画】

(ア) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、県・村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において

災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

5 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(イ) 広域避難場所及び避難経路の周知

外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識の普及を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

観光関連事業者（民宿・宿泊施設等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(カ) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図るよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設等設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い村内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

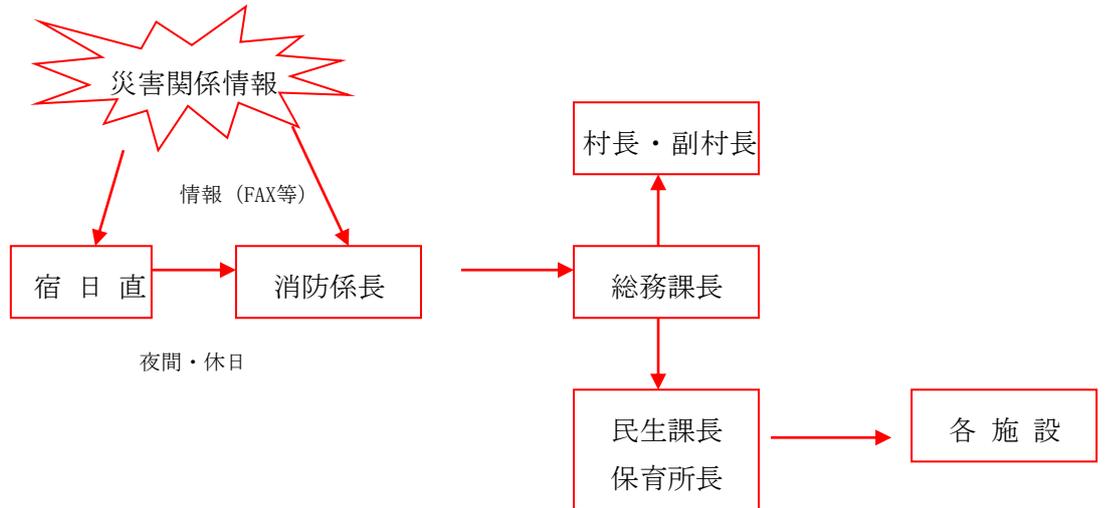
ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 村は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、自主防災組織等と連携して、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。



第8節 緊急輸送計画

【総務課・建設農林課】

→ 風水害対策（第2章第9節） 参照

第9節 障害物の処理計画

【建設農林課】

第1 基本方針

地震直後の道路は法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車輛等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これらの施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき国県道など主要道路の管理は国・県が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【村が実施する計画】

- ア 村は、建設業協会と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、中部電力㈱とは電柱の倒壊対策に係る体制整備を図る。
- イ 緊急輸送路とされている国県道について、国・県と協議して障害物除去対策の整備を図る。
- ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。
- エ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。
- オ 定期的な巡回点検を行い、必要な補強、保守を実施する。

カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。

(2) 【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備など定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第10節 避難収容活動計画

【民生課・教育委員会・保育所】

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に災害時要援護者関連施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び村が実施する計画】

県及び村は、災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ 【村が実施する計画】

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- a 避難勧告又は避難指示を行う基準及び伝達方法
- b 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

- c 避難場所への経路及び誘導方法
- d 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- e 避難場所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- f 広域避難地等の整備に関する事項
 - (a) 収容施設
 - (b) 給水施設
 - (c) 情報伝達施設
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 無線放送、音声告知放送等住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 無線放送、音声告知放送、広報車による広報
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報
- (イ) 災害時要援護者対策

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者が安全かつ適切に避難誘導するため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

 - a 所在、援護の要否等の状況把握
 - b 配慮すべき個々の態様
 - c 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
 - d 災害発生時の安否の確認
 - e 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
 - f 情報提供手段
 - g 配慮すべき救護・救援対策
 - h 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。

(イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。

(ウ) 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、災害時要援護者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

エ 【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか
- d 避難場所、避難路はどこにあるか
- e 避難するとき、だれが何をもち出すか、非常持出し袋はどこにおくか
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

オ 【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運航を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

村の地域防災計画において、避難場所が指定されているところであるが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定個所等との調整、安全性への点検及び災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定し、資料編に掲げるとおりとする。

(イ) 震災時の一時待避所としての屋外の避難地及び避難生活のための避難施設についてもそれぞれ指定する。

(ウ) 避難場所、避難路の指定を行うに当たっては次に挙げる事項に留意する。

a 避難場所は、安全を主眼に、誰でもわかりやすく、広く、なるべく近隣の場所を選ぶこととし、このような適地が不足する場合には、その施設の耐震不燃化等を推進するとともに新設を考慮する。

b 避難場所、避難路の安全性に特に配慮する。

c 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておく。

d 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意する。

(エ) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。

(オ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておく。

(カ) 避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し安全な空間となるよう努める。

(キ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(ク) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。

(ケ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(コ) 指定された避難場所又はその近傍では、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

(サ) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。

(シ) 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者の個々の態様に配慮した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が

発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。

なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- (ス) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (セ) 公有地はもとより、民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めている。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。
- (ソ) 避難所マニュアル策定指針（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (タ) 避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- (チ) 他の市町村から被災者を受けられることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 関係機関においては、管理施設についての避難場所の指定に協力するものとする。
- (イ) 災害時要援護者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅に被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地は、避難場所との整合を図りながら確保する。
- エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図る。

- オ 利用可能な賃貸住宅棟の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅棟の情報を提供する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震が発生した場合、保育所、小学校、中学校、高等学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村（教育委員会・保育所）が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてるよう努める。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

ア 防災計画

- (ア) 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成するよう努める。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。
- (イ) 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、概ね次の事項を定めておくものとする。
 - a 地震対策に係る防災組織の編成
 - b 地震に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
 - c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
 - h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - i 児童生徒等の救護方法
 - j 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
 - l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）

- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 震災後における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

イ 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の作用によりどのように破損につながりやすいかに留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、庁務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

第11節 孤立防止対策

【総務課・建設農林課・民生課】

第1 基本方針

本村は、村域の約90%が山林であり、その間を河川が深い谷を刻みながら流れている。山間地には小集落が点在しており、これらを結ぶ道路網は山間を走り、川沿いにあることから、大規模災害が発生した場合、集落が孤立することが考えられるため、山間集落の過疎化・高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

本村においては、同報系防災行政無線、移動系防災行政無線及び消防無線が整備されているが、今後、各無線設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努めるものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 同報系防災行政無線、移動系防災行政無線及び消防無線設備について、拡充を図る。
- イ 防災行政無線等の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。
- ウ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図る。
- エ 孤立可能性の高い地域等への衛星携帯電話等の通信機器の充実を図る。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない村道を優先して災害予防対策を推進する。
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。

イ 【住民が実施する計画】

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な地震が発生した場合、孤立する可能性が高い地域が数箇所存在するため、災害時要援護者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上緊急に支援をする必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (イ) 観光・行楽施設にあっては、孤立した場合の対応策をたてておくほか、最大人員、孤立時の生活維持可能時間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの現場で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

災害の発生時には、地域住民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を

果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき自主防災組織を結成し、その育成強化を図ることが重要である。

事業所も地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携する体制を整備することが求められる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 全地区において結成されている組織が適切に機能するよう普及啓発を図る。
- (イ) 災害発生時の活動対策について、教育指導を行う。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を図る。

イ 【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、防災訓練等に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所及び備蓄の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に1箇所以上の避難所となり得る施設を確保するとともに、そこに、水、食糧や光熱を得るための備蓄、応急措置のための資機材を確保しておく必要がある。その際、施設等が地震による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 孤立予想地域区の集落施設等の実態を把握し、未設置地域の解消と老朽施設の更新、当面不可能な場合には代替家屋の選定等について、地区を指導する。
- (イ) 孤立化が予想される集落単位での備蓄に配慮する。

イ 【住民等が実施する計画】

- (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。
- (イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務課・民生課】

→ 風水害対策（第2章第13節） 参照

第13節 給水計画

【生活環境課】

→ 風水害対策（第2章第14節） 参照

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務課・民生課】

→ 風水害対策（第2章第15節） 参照

第15節 危険物施設等災害予防計画

【総務課・飯田広域消防本部】

第1 基本方針

大規模地震等により、危険物、火薬類、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 放射性物質賞施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

危険物施設においては、大規模地震等発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- c 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

- (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況
- (イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- (ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。
- (エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取り扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立について指導する。
- (オ) 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

村内には、清内路花火関連施設の煙火製造所、火薬庫等がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、地震災害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、地震により火災が発生した場合は、爆発等により周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 県商工労働部が実施する計画

- (ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- (イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
- (ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。
 - a 自主保安体制の整備

大規模地震等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓

練を行うよう努めるものとする。

b 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

c 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。

イ 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要がある。

また、地震時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 地震時に、容器の転倒によるガスの漏洩が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するよう指導する。

ウ 大規模地震発生時における燃焼器具の転倒及び燃焼器具への者の落下による火災の発生並びにガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断器（マイコンメーターSを含む）の設置について、液化石油ガス販売事業者を把握する。

エ 大規模地震発生時における容器周辺の配管等から大量のガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。特に学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等は優先的に設置するよう指導する。

オ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報を実施するとともに、液化石油ガス販売事業者等に対しても、一般消費者に対する周知を確実にを行うよう指導する。

カ 地震発生時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急出動体制の確立及び連絡手段の構築を図るよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。

- キ 液化石油ガス一般消費先に対し、効率的な緊急点検を実施するため、消費先の巡回順路をあらかじめ定めるとともに、住宅地図を整備するよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。
- ク 緊急点検等に必要な資機材を整備し、必要に応じて備蓄するよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。
- ケ 埋設管、集合供給設備等については、配管図面を整備し、地震時に直ちに使用できる状態にしておくよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- コ 地震時にとるべき行動・作業等についてのマニュアルを整備し、従業員等に熟知させるよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- サ 集中監視システムの設置促進について、液化石油ガス販売事業者を指導する。
- シ 大規模地震等における避難所等への臨時供給及び設備の応急復旧に対応できる体制並びに仮設住宅等への臨時供給体制について、他支部及び他県の応援を得る場合を含め、事前に整備しておくよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。
特に冬期については、一刻も早い供給が必要になるため、積雪時、渋滞時等に対応できる臨時供給方法とするよう要請する。
- ス 災害時に避難所となる学校・病院等の公共施設の管理者に対し、自己管理に万全を期し、より安全性の高い対策を講じるよう要請する。
- セ 消防、警察等関係機関との情報連絡体制を確立しておくよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。
- ソ 地震防災対策強化地域内液化石油ガス保安対策会議関係機関相互の連絡提携により、地震防災対策を推進するための情報交換を行う。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- b 災害発生緊急通報システムを作成する。
- c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
- d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
- e 災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
- f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【長野県医薬品卸協同組合が実施する計画】

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

5 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心としてあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

6 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用と建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、震災発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、震災発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

7 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定められている。震災発生時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- ア 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置が講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めること。
- イ その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

第16節 電気施設災害予防計画

【電力会社】

→ 風水害対策（第2章第17節） 参照

第17節 上水道施設災害予防計画

【生活環境課】

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保、耐震化を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者としての村は、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

【水道事業者としての村が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図る。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- c 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- d 復旧資材の備蓄を行う。
- e 水道管路図等の整備を行う。

第18節 下水道施設災害予防計画

【生活環境課】

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いむらづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳等の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

処理場は、河川に隣接している場合が多く、その地盤は決して良好とは言えない。既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製、保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実に迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実に迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被害を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。このため、管渠の2系統化、処理場施

設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第19節 通信・放送施設災害予防計画

【総務課】

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 村として緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信・放送施設を有する関係機関と連携し、地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 東日本電信電話株式会社は通信施設の震災対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【村・各機関において実施する計画】

有線・無線系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

本村においては、同報系防災行政無線、移動系防災行政無線、消防無線及び衛生携帯電話が整備されている。今後、設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

設備の耐震性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について東日本電信電話（株）との連携を図るものとする。

イ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施する。

(ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策

a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。

b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

(イ) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。

(ウ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

(エ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

(オ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

(カ) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

(キ) 特設公衆電話の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

(ク) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び村防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

- (ケ) 危機管理、復旧体制の強化
 - a 社内情報連絡ツールの充実
 - b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (コ) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

- ・放送施設、局舎の耐震補強

長野放送会館、松本支局、美ヶ原放送所、富竹ラジオ放送所、島立ラジオ放送所の電源設備、保管庫などについては、耐震補強対策は完了している。

イ 信越放送(株)

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受診を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ 株テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送株

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の耐震性について

社屋は平成3年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分ある。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送株

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の耐震固定の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図る。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。
また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加。
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施。
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直し。
- (イ) STL送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行う。
- (ウ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (エ) 演奏所電源系改修を行う。
- (オ) STL非常回線の設置を検討する。
- (カ) 非常用送信機設置等の実施。

第20節 災害広報計画

【総務課】

→ 風水害対策（第2章第21節） 参照

第2 1節 土砂災害等の災害予防計画

【総務課・建設農林課】

第1 基本方針

本村においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。
- 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定の促進を図る。
- 3 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本村は、地質構造の特異性から山間地を中心に地すべり危険箇所等が存在しており、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配付しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。

イ 【住民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山地崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区が存在していることから、危険地域を把握する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

県が実施する調査に、関係住民の理解を得ながら協力し、常にその状態について把握し、治山事業計画に反映させていく。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 警戒又は避難を行うべき基準

警戒又は避難を行うべき基準は、長野県建設部砂防課の「土石流警戒避難基準雨量について」による。

大雨には、局地性があるので雨量観測値が基準雨量に達しない時でも危険な兆候が認められた場合は、村は避難等について住民を指導する。

(イ) 避難方法の周知

降雨時に混乱なく避難させるため、避難について必要な事項について定める。

a 土石流危険溪流の所在地

(別に定める防災マップのとおり)

b 土石流危険溪流の区域

(別に定める防災マップのとおり)

(ウ) 避難勧告等の発令時期、伝達手段、誘導及び移送等土石流の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための勧告、指示、伝達、誘導、収容及び救助等は、次に定めるとおりとする。

a 避難勧告、避難指示

土砂災害警戒情報が発表された場合に避難準備情報を発令し、災害時要援護者は避難を開始し、それ以外の住民は避難の準備を行う。

b 避難勧告、避難指示

土石流が発生し、また発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対して避難のための立ち退きを指示する。

c 勧告、指示する例示

(a) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

(b) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木が混じり始めた場合

(c) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少した場合

(d) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

d 避難場所及び避難所

別に定める資料のとおり

イ 【住民が実施する計画】

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報・警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配付しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

(ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

(オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村等に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

5 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い村内には、災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災マップや研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていくものとする。
- イ 災害時要援護者関連施設に係る対策として、土砂災害を受けるおそれのある施設の管理者に対して土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、防災体制の整備を図る。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い村内には、土砂災害警戒区域に指定される箇所が多く存在し、これらの区域内には住宅もあるため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(イ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物徐却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。

(イ) 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

第2 2節 建築物災害予防計画

【総務課・地域経営課・教育委員会】

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、自身防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また災害時要援護者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

村有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

なお、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域においては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(イ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(ウ) 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は、被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はこれらの制度の普及促進に努める。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ 【住民が実施する計画】

- (ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

村における文化財についても、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第23節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設農林課】

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の地震に対する整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の損壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力するものとする。

大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。

第24節 河川施設等災害予防計画

【建設農林課】

第1 基本方針

河川施設は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設
の補強を行う。
- 2 既存のダム施設等に関して、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらに、これらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

日本では、過去多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことがない。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

第25節 ため池災害予防計画

【建設農林課】

第1 基本方針

村内にはおよそ5か所の農業用ため池があり、明治初期から昭和20年頃に築造したものがほとんどである。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。

そこで、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

また、決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

2 実施計画

(1) 【村が実施する計画】

- ア ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。
- イ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- ウ ため池のハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

(2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに村に緊急連絡ができるようにする。
- イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに村に結果を報告するものとする。

第26節 農林水産物災害予防計画

【建設農林課】

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこと栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農産物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図る必要がある。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

農業改良普及センター、農業技術者連絡協議会と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

(イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

(ウ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

震災による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在を留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。（中部森林管理局）
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 村が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第27節 災害の拡大防止と二次災害の防止計画

【各課】

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限を抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

[道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

[建築物や宅地関係]

ア 【村が実施する計画】

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

[道路・橋梁関係]

ア 【村が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。

また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ 【危険物取扱事業所が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[火薬関係]

ア 【県が計画する計画】

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

(ア) 日頃から、行政機関、警察者及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。

(イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

[液化石油ガス関係]

ア 【県が計画する計画】

(ア) 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

(イ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。

(ウ) 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

イ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

(ア) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

(イ) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む)を設置するものとする。

(ウ) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。

特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。

(エ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

[毒物劇物関係]

ア 【県が計画する計画】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施

(イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導

(ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供

(エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ 【毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

(イ) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川施設の整備をさらに進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 河川管理施設の耐震性を向上させる。

(イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ 【ダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

第28節 防災知識普及計画

【各課】

第1 基本方針

「自らの命は、自らが守る」が防災の基本であり、県、村、防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る
- 5 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次の事項の啓発活動を行う。

- a 地震及び津波に関する一般的な知識
- b 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識

- c 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - d 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - e 地震が発生した場合の出火防止、救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - f 正確な情報入手の方法
 - g 災害時要援護者に対する配慮
 - h 男女のニーズの違いに対する配慮
 - i 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - j 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
 - k 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - l 東海地震、東南海・南海南海地震に関する知識
 - (a) 東海地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (b) 東南海・南海地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識
 - m 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
 - n 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
 - o 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて周知
 - p 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - q 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
 - (ウ) 災害時の行動マニュアル、災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
 - (エ) 自主防災組織（区・自治会）区域内における、災害ハザードマップ等の作成に対する協力について指導推進する。
 - (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
 - (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配付、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- イ 【自主防災組織等が実施する計画】

災害ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、災害ハザードマップ等の作成に協力するものとする。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック堀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設及び社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施設、ホテル等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

イ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校、高等学校及び保育園（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する計画】

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 災害時要援護者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識

ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が際が教訓を伝承する取組を支援する。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第29節 防災訓練計画

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

本村では、毎年9月1日「防災の日」を中心に防災週間（8月30日～9月5日）内において防災訓練を実施している。今後も訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

a 実施時期

毎年防災週間（8月30日～9月5日）内に実施する。

b 実施場所

村内1地区・自治会をメイン会場として、全ての自治会単位で実施する。

c 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て、総合防災訓練を実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して行う。

(a) 水防訓練

水防管理者及び県は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(b) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

(c) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(d) 通信訓練

災害時における災害対策現地本部、村災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(e) 避難訓練

災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(f) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえで、抜き打ちの実施も検討する。

(g) 情報収集及び伝達

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(h) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実効でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(i) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(j) 災害要援護者に対する訓練

災害時における災害時要援護者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

ウ 【企業等が実施する計画】

企業等においても独自に防災訓練を実施するとともに、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

【訓練の実施機関において実施する計画】

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

(ウ) 災害時要援護者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第30節 災害復旧・復興への備え

【各課】

→ 風水害対策（第2章第31節） 参照

第31節 自主防災組織等の育成に関する計画

【総務課】

→ 風水害対策（第2章第32節） 参照

第3 2節 企業防災に関する計画

【総務課・地域経営課】

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 企業防災

(1) 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

(2) 実施計画

ア 【村・県が実施する計画】

(ア) 住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等事業継続上の取組みを実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第33節 ボランティア活動の環境整備

【民生課・社会福祉協議会】

→ 風水害対策（第2章第34節） 参照

第34節 災害対策基金等積立及び運用計画

【総務課】

→ 風水害対策（第2章第35節） 参照

第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

【総務課】

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範囲かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について、国、県等の関係機関に対し協力し、情報等について指導を受ける必要がある。

第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、過去に実施した防災アセスメントや過去の災害履歴等を整理し、災害ハザードマップとして公表する。
- (2) 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

第36節 観光地の災害予防計画

【地域経営課】

→ 風水害対策（第2章第37節） 参照

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

【各班（各課）】

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した村及び放送事業者は直ちに住民等へ伝達に努めるものとする。災害が発生した場合、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた県、村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

イ 【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報を受信した放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態(大量の119番通報等)が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとする。また、村は自らの対応力のみでは、十分な災害対

策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するため情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内での行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項担当課協力機関

調査事項	担当課	協力機関
概況速報（収集できた範囲で）	総務課	南信州地域振興局総務管理課
人的被害	総務課	南信州地域振興局総務管理課 飯田警察署（阿智村交番）
住家及び非住家被害	総務課	南信州地域振興局総務管理課
避難準備情報・避難勧告・指示等 避難状況	総務課	南信州地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	民生課 保育所 社会福祉施設機関	飯田保健福祉事務所
農・蓄・養蚕・水産業被害	建設農林課	南信州地域振興局（農政課、農地整備課） 下伊那農業改良普及センター みなみ信州農業協同組合
林業関係被害	建設農林課	南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合
公共土木施設被害	建設農林課	飯田建設事務所 国土交通省関係機関
土砂災害による被害	建設農林課	飯田建設事務所 国土交通省関係機関
都市施設被害	建設農林課	飯田建設事務所
水道施設被害	生活環境課	南信州地域振興局環境課 飯田保健福祉事務所
廃棄物処理施設被害	生活環境課	南信州地域振興局環境課
感染症関係被害	民生課	飯田保健福祉事務所
医療施設被害	民生課	飯田保健福祉事務所
商工関係被害	地域経営課	南信州地域振興局商工観光課 阿智村商工会
観光施設被害	地域経営課	南信州地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育委員会	南信教育事務所
村有財産被害	総務課	村関係機関
公益事業被害	通信・電力・ガス 等関係機関	南信州地域振興局関係課
警察調査被害	飯田警察署	村関係機関・警備業協会
火災即報	総務課	

危険物等の事故による被害	総務課	県危機管理防災課 飯田広域消防本部
水害等速報	総務課	飯田建設事務所 国土交通省関係機関

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは、死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。または、住家の主要な構成要素の経済的被害と住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編による。

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統による。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において南信州地域振興局に報告する。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告する。

なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到着時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

村、県、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により住民への伝達を行う。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや活発な群発地震時や余震活動時に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報がえられていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【村が実施する事項】

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施するものとする。

- ア 防災行政無線、県防災行政無線の活用を図る。
- イ 消防無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(2) 【飯田広域消防本部が実施する事項】

- ア 防災行政無線の活用を図る。
- イ 消防無線等移動無線機器の活用を図る。

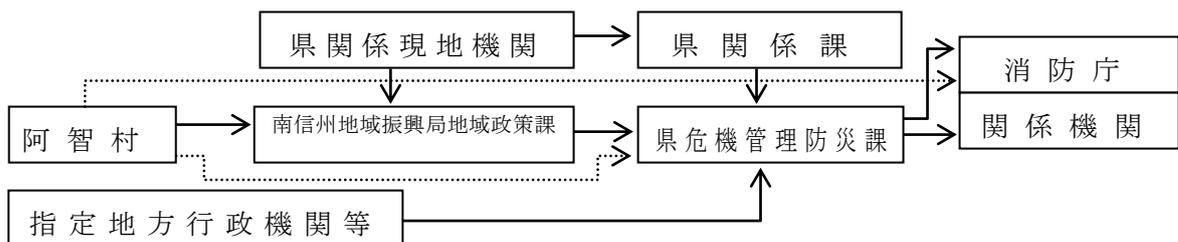
(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図る。

別記 災害情報収集連絡系統

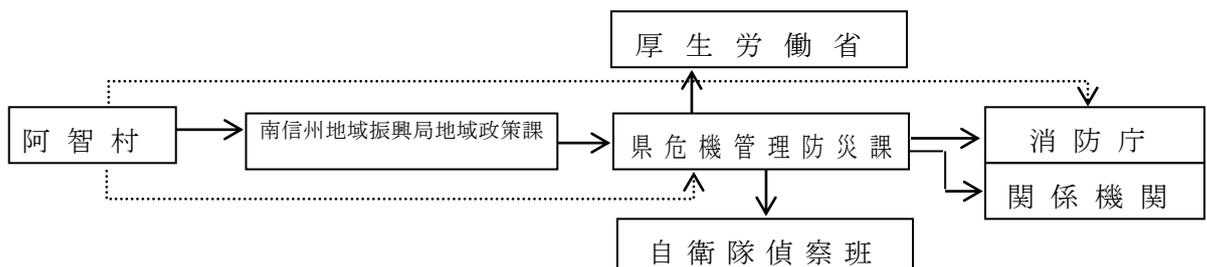
(1) 概況速報 様式第1号（消防庁への即報は、様式第21号（表21の2））

（様式は、資料編による。以下同じ。）

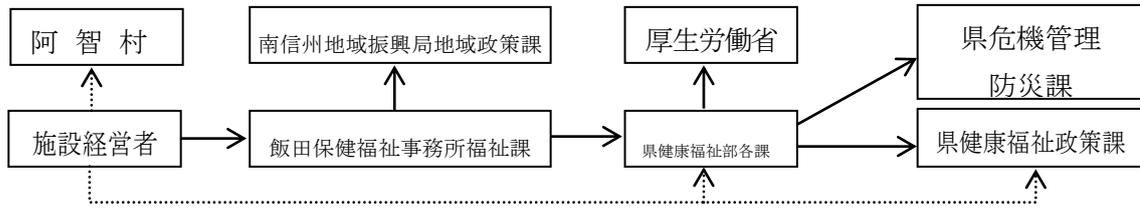


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号

避難勧告・指示等避難状況報告 様式第2-1号

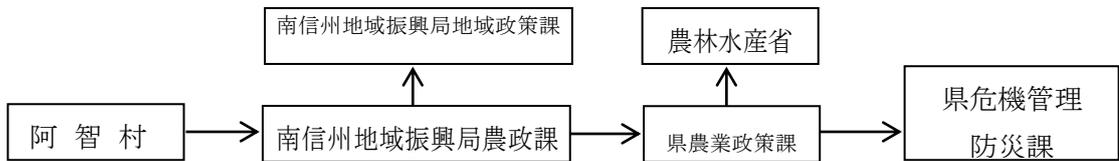


(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号

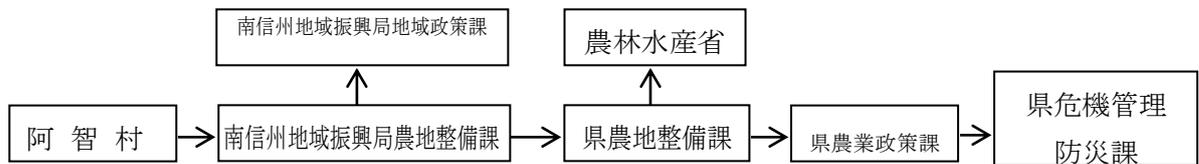


(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号

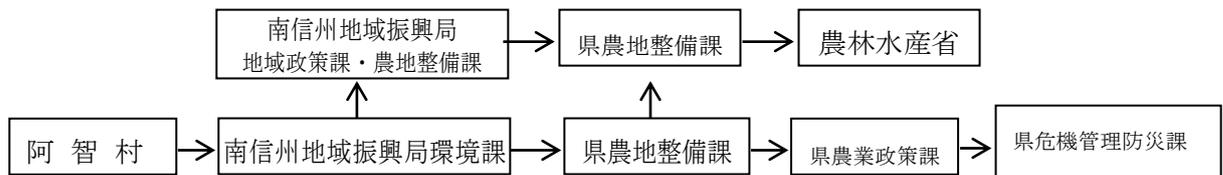
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



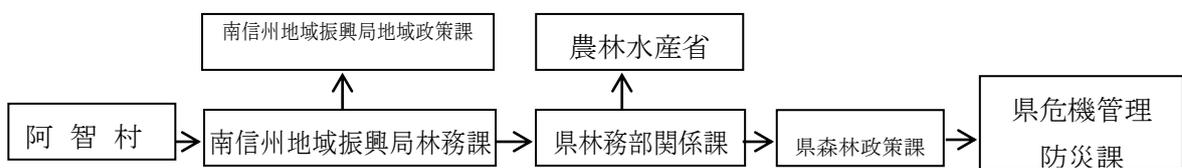
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

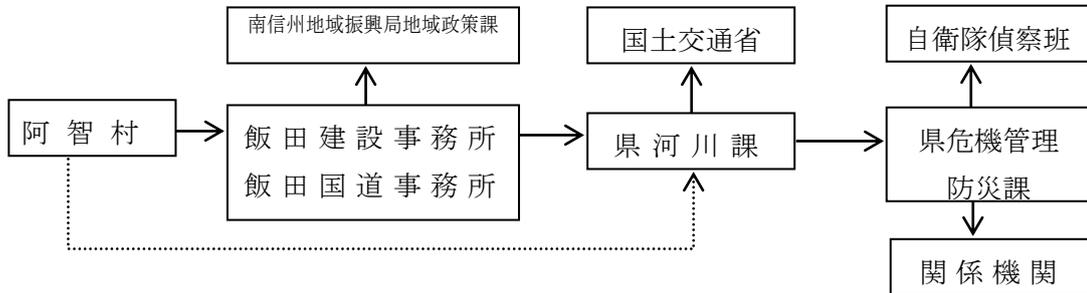


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

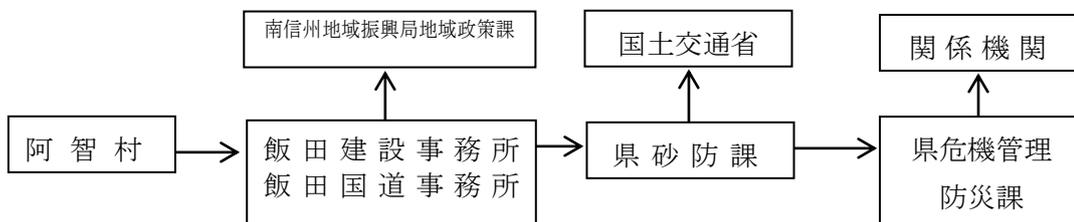


(6) 土木関係被害状況報告 様式第7号

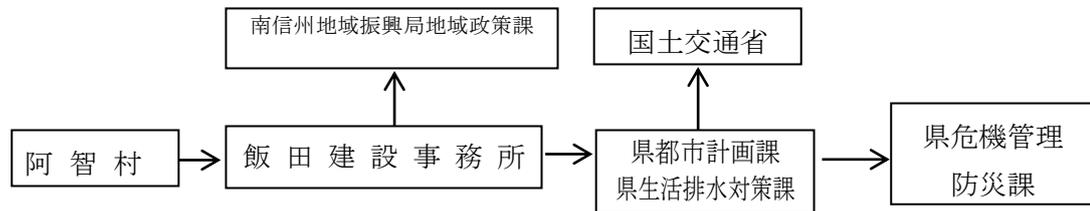
ア 公共土木施設被害状況報告等



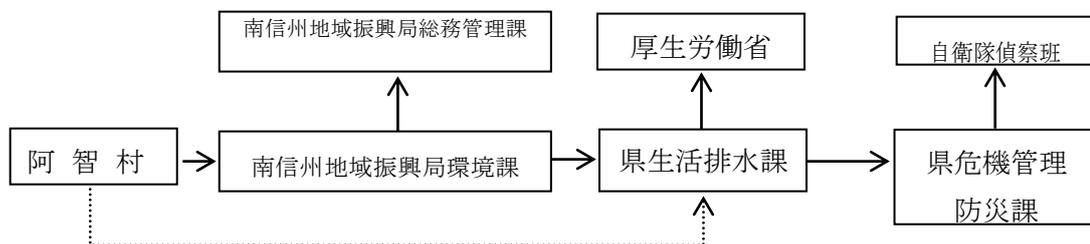
イ 土砂災害等による被害報告



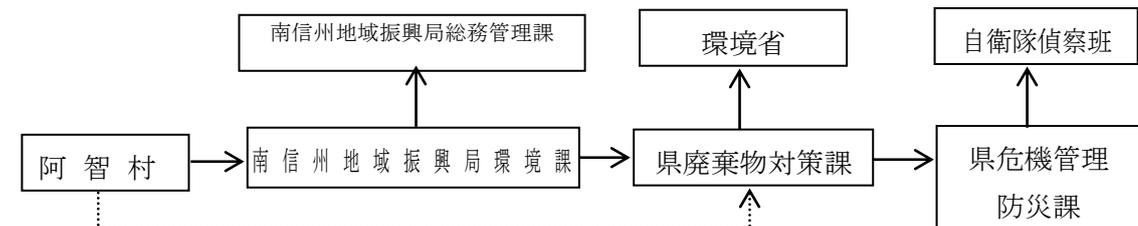
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



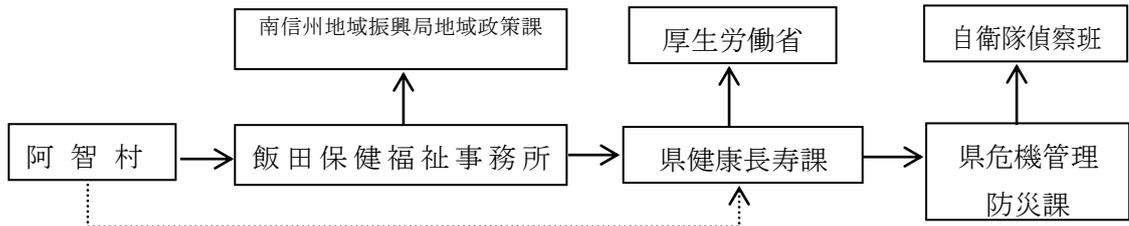
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



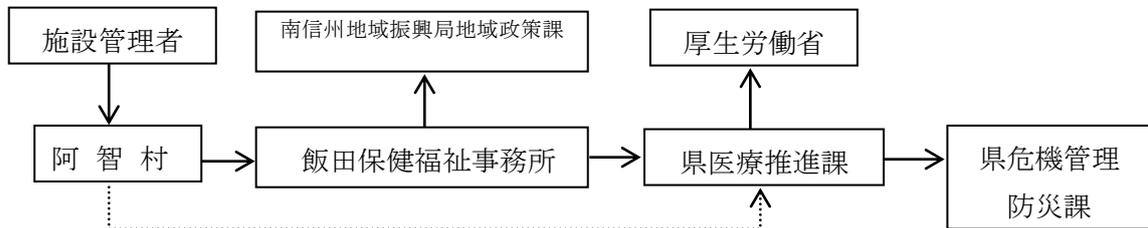
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



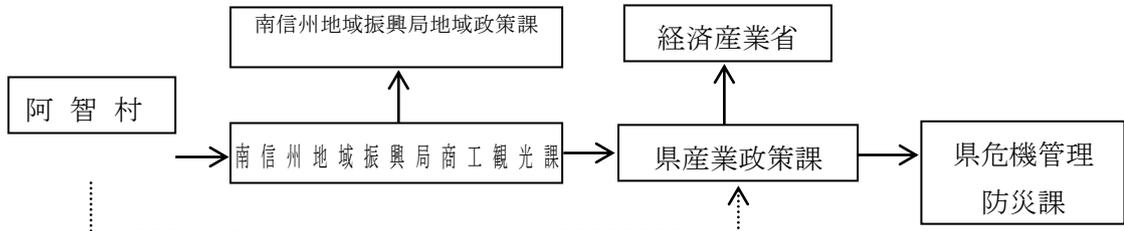
(10) 感染症関係報告 様式第11号



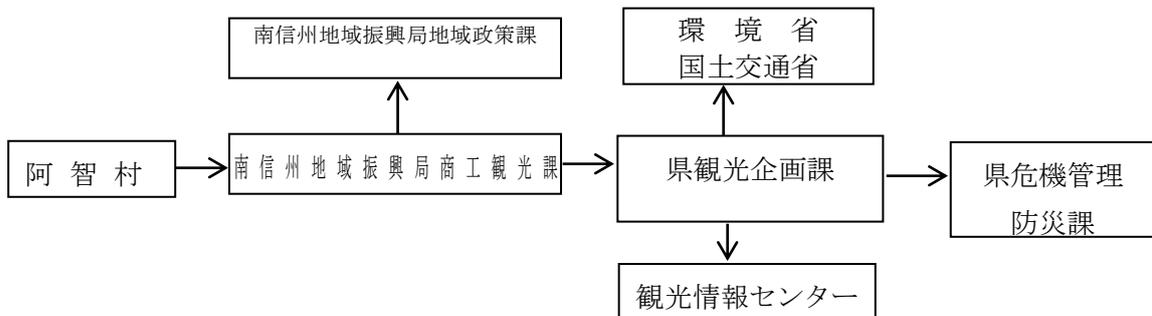
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

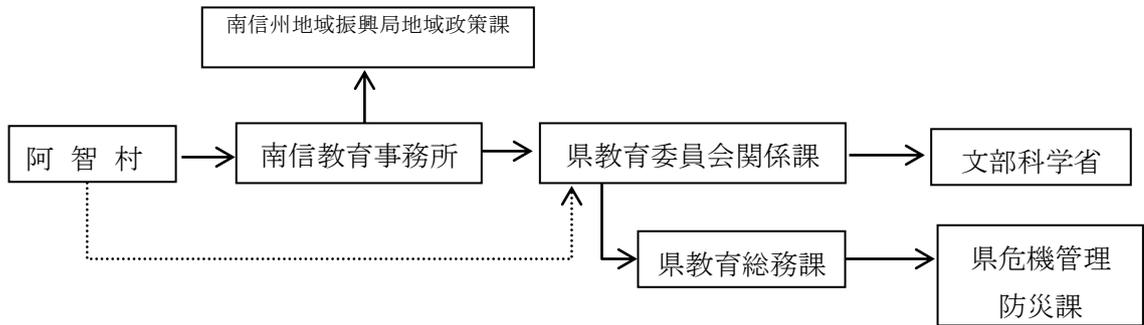


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

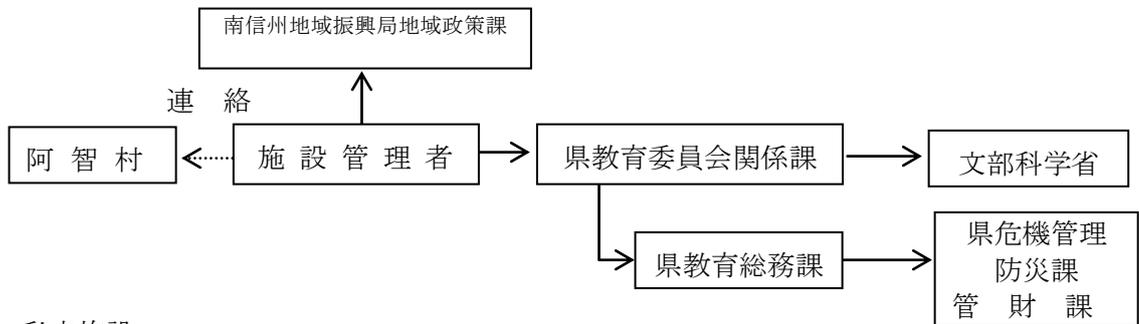


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

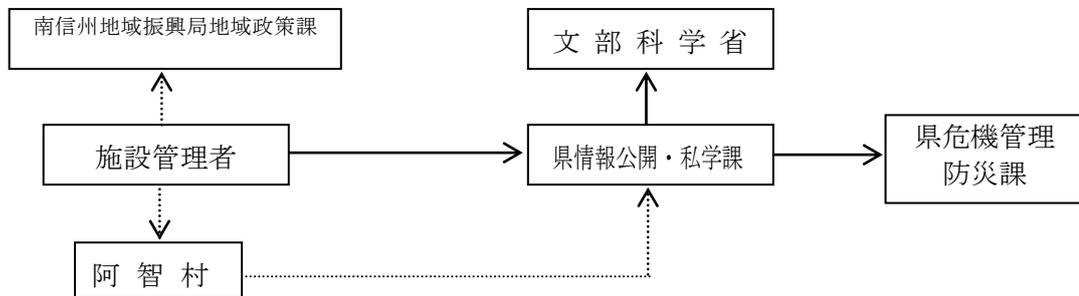
ア 市町村施設



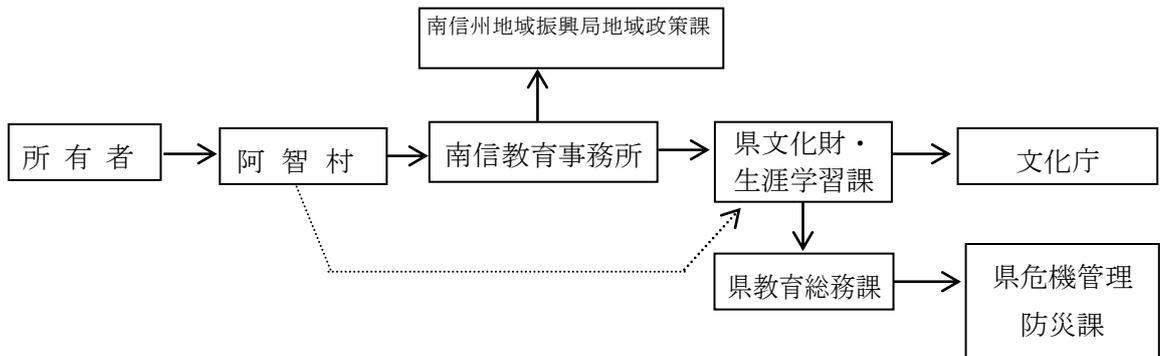
イ 県施設



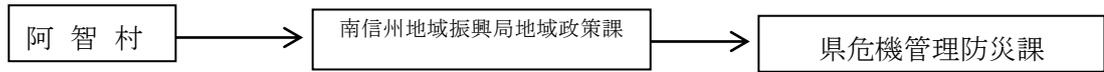
ウ 私立施設



エ 文化財

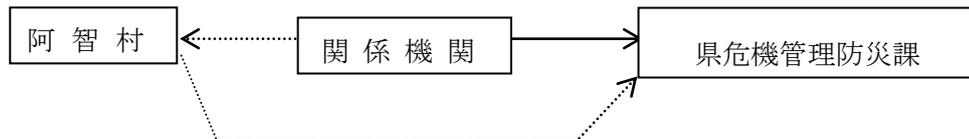


(15) 村有財産 様式第17号

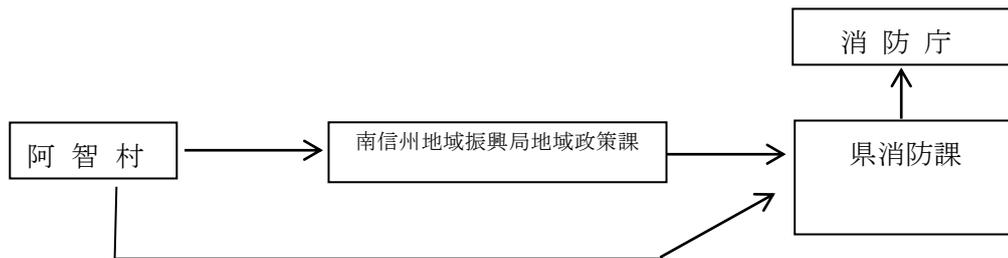


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(16) 公益事業関係被害 様式第18号



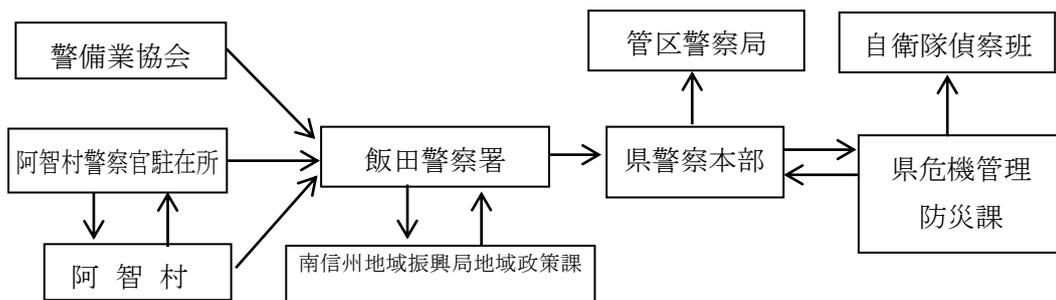
(17) 火災即報 様式第19号



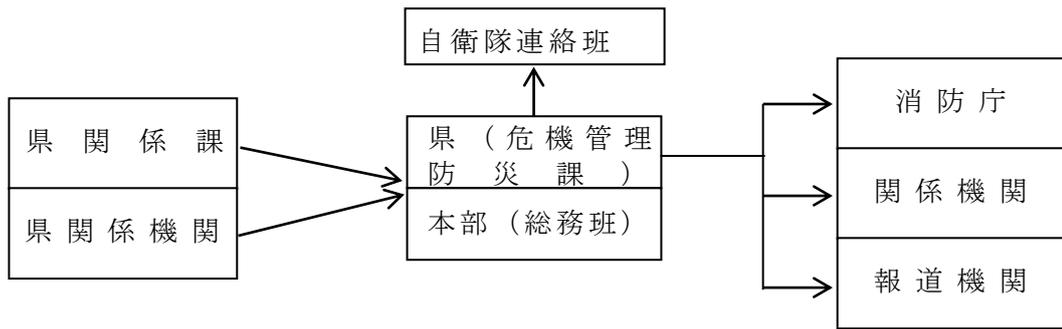
(18) 火災等即報 (危険物に係る事故)



(19) 警察調査被害状況報告 様式第20号



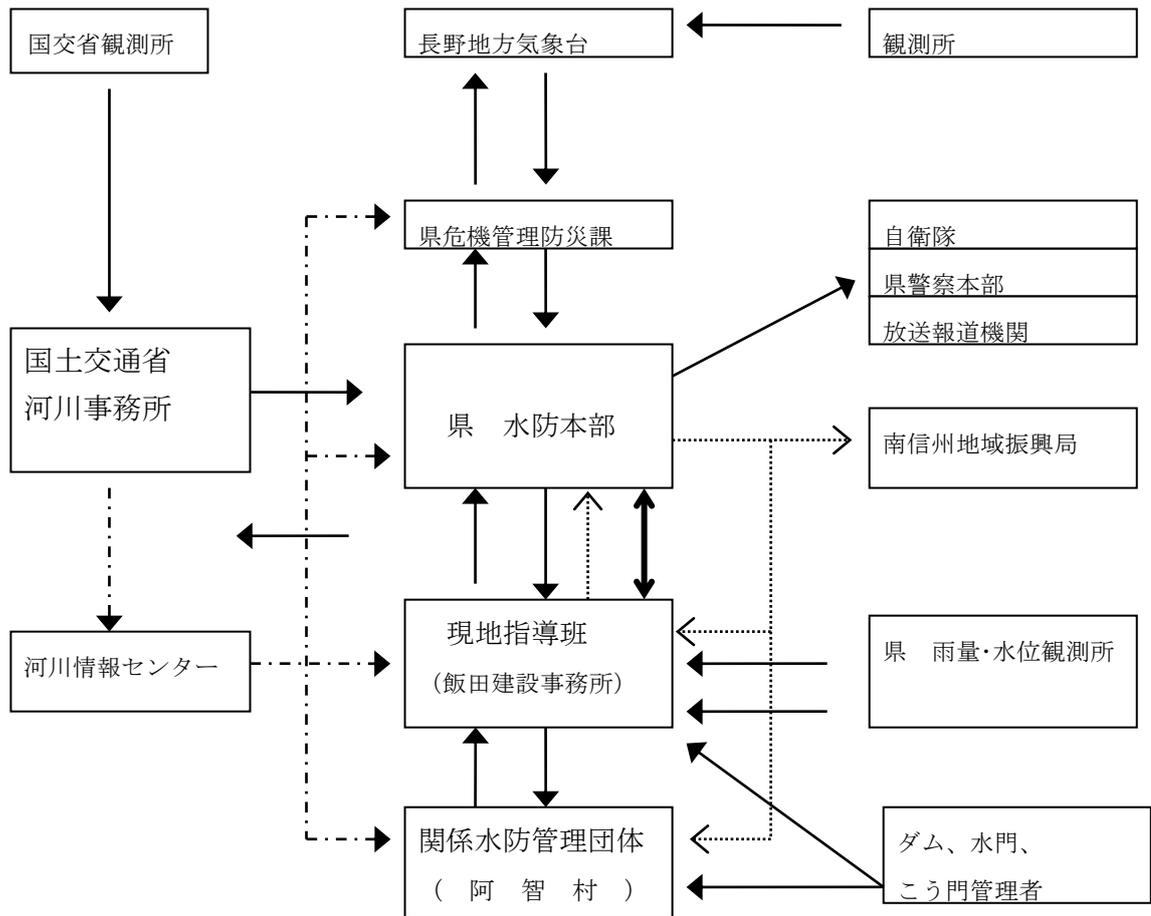
(20) 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から県危機管理室への報告は（２）から（18）までの報告による。

(21) 水防情報

雨量・水位の通報



- > はNTTファクシミリ等による伝達。
-> はファクシミリによる伝達。
- ↔ は長野県水防情報システムによる。
- > はHP「川の防災情報」（統一河川情報システムによる補助的伝達系統）

第2節 非常参集職員の活動

【各班（各課）】

→ 風水害対策（第3章第3節） 参照

ただし、第3章第3節（8）から表3-3-5の間に次の事項及び図3-3-7を加える。

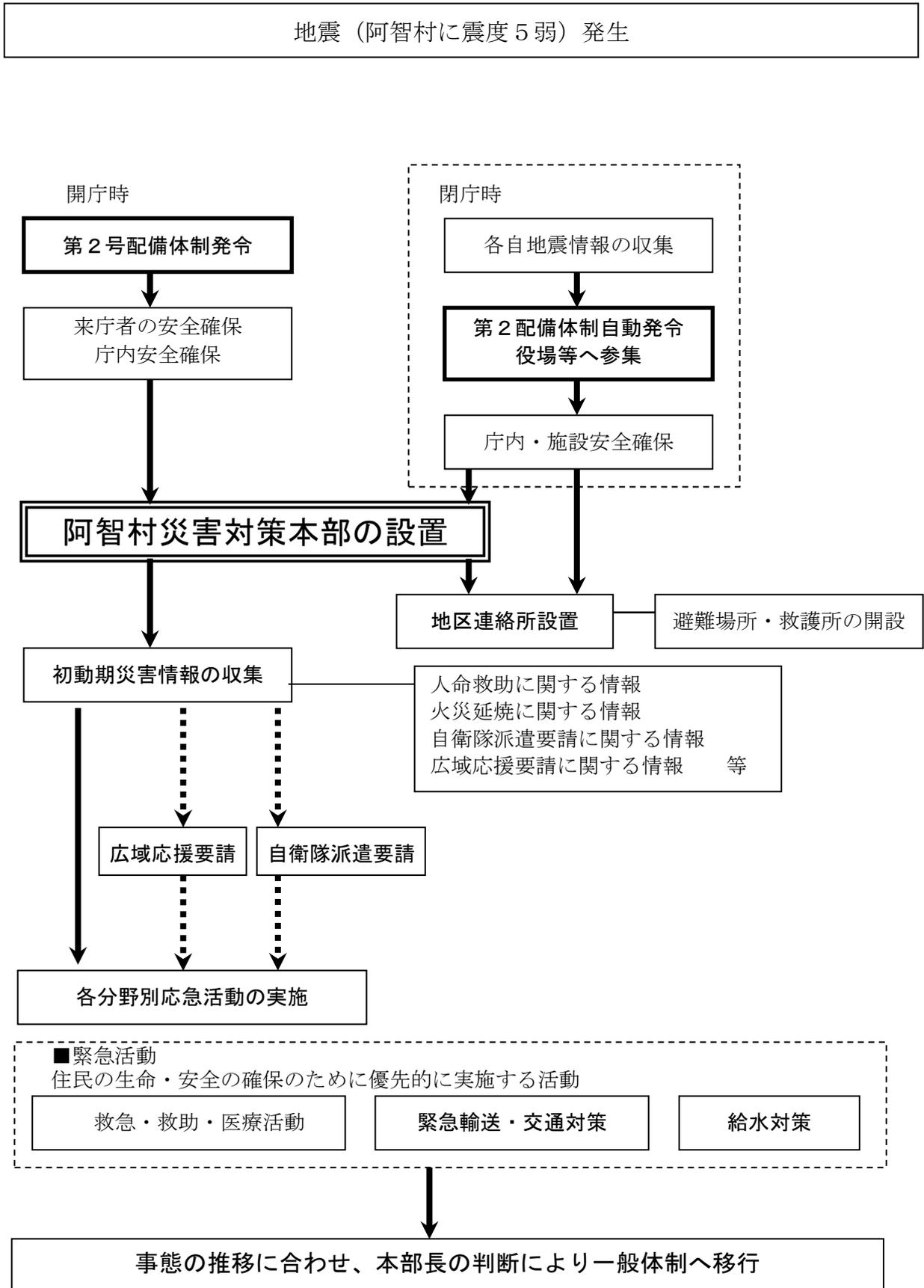
（9） 地震災害初動対応計画

大規模地震発生直後から実施する初動対応についての内容を定める。

なお、職員は、原則職員初動マニュアルに基づき対応するものとする。

ア 初動対応の流れ（阿智村に震度5弱以上の地震が発生）

図3-3-7



第3節 広域相互応援活動

【総務班（総務課）】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」[三遠南信災害時相互応援協定]に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他市町村等が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>
<p>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p> <p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p>

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

ア 消防に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から本村の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の3の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

c その他、他都道府県からの消防の応援

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村等に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、村の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに他市町村長等に応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

「応援要請事項」

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求める。

ウ 公共機関及びその他事業者が実施する対策

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請をするものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、災害発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2) 実施計画

ア 【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等（以下「要請側」という）からの要請を受けた場合は、直ちに出動する。

- (イ) 指揮
応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。
- (ウ) 自給自足
応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。
- (エ) 自主的活動
通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要となる。

(2) 実施計画

【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

村、公共機関及びその他事業者が、他市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食糧の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側の市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 経費の負担

- (1) 国・県又は他市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。
- (2) (1) 以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

第4 他の都道府県等への応援

村は、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう体制の整備を図る。

この場合「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村と県が協議の上、必要事項を定める。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統図

⇒

風水害対策編

参照

(応援要請締結状況)

村が災応急対策の実施のための必要な協力を得ることに関して、締結している応援協定は、次のとおりである。

協 定 名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
長野県市町村災害時相互応援協定	長野県内全市町村	平成8年4月1日 平成23年12月16日	災害時における物資等の提供及び斡旋、人員の派遣等(改定)
災害時の医療救護についての協定	飯伊地区包括医療協議会	平成8年5月31日 平成15年11月1日	災害時の医療救護(改定)
三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信地域(東三河、遠州、南信州)の3県30市町村	平成8年7月8日 平成17年11月4日	災害時の相互応援(改定)
災害時における飯伊15市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定	飯田郵便局・飯田下伊那特定郵便局	平成9年8月25日	郵便貯金の非常払い戻し、非常貸付、災害時の郵便輸送確保等
災害時における住民生活の早期安定を図るための協定	飯伊14市町村・南信州広域連合・みなみ信州農業協同組合	平成12年1月20日	応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い等
災害応急措置の協力に関する協定	南信州広域連合 社団法人長野県建築士会飯伊支部	平成18年12月24日	避難施設の応急危険度判定等
災害時消防相互応援協定	南信州広域連合・飯田下伊那14市町村	平成18年1月13日	災害時の相互応援
大規模災害時等における相互応援に関する応援協定	愛知県尾張旭市	平成23年2月25日	災害時の相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成23年5月18日	災害時の各種情報交換
災害時相互応援協定書	愛知県豊山町	平成25年11月18日	災害時の相互応援
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	阿智村商工会	平成26年1月10日	災害時の応援
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	長野LP協会飯伊支部・(一社)長野県LPガス協会	平成26年1月15日	災害時の応援

第4節 ヘリコプターの運用計画

【総務班（総務課）】

→ 風水害対策編（第3章第5節） 参照

第5節 自衛隊災害派遣活動

【総務班（総務課）】

→ 風水害対策編（第3章第6節） 参照

第6節 救助・救急・医療活動

【総務班・消防班・衛生班（総務課・民生課）】

→ 風水害対策編（第3章第7節） 参照

第7節 消防・水防活動

【総務班・消防班・建設班（総務課・建設農林課）】

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他施設の損壊による浸水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

(b) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 水防体制の確立

a 水防組織

水防組織は、阿智村災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織及び編成によるものとする。なお、水防法第5条の規定により阿智村消防団は水防管理者の所管の下に行動し、水防事務を処理するものとする。

b 水防倉庫及び資器材の状況

水防倉庫及び資器材の状況は資料編による。

(イ) 監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(ウ) 通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

(エ) 水防活動の実施

水防管理者（村長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

(オ) 応援による水防活動の実施

a 村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(カ) 消防団の出動

a 動員基準

消防団の動員基準は、概ね次のとおりとする。

- (a) 水防法の規定に基づき、天竜川河川事務所長が発表する水防警報等の伝達が県知事からあったとき。
 - ・消防団待機水位 消防団員は、自宅又は即時出動できる状況で待機する。
 - ・はん濫注意水位 水防資器材、器具の整備点検その他水防活動の準備、幹部の出動を行う。
 - ・消防団出動水位 消防団員の出動を行う。
- (b) 梅雨前線等の影響による豪雨によって河川の水位が上昇し、村域内に洪水、がけ崩れ等の災害が発生し、または発生が予想されるとき。
- (c) 台風の接近により、村域内に暴風雨による洪水等の水害が発生し、または発生が予想されるとき。
- (d) 長期にわたる降雨によって、がけ崩れ等による水害が発生し、または発生が予想されるとき。

b 動員方法

消防団長またはその代理者は、水防警報を収受したとき、または動員基準に適合すると認めるときは、水防管理者に連絡しその指示により配備を指令する。

動員方法は、電話、電子メール、防災行政無線等及び水防信号によるものとする。

(キ) 消防団等による監視・警戒活動

消防団長等は、動員後、水防区域の監視及び警戒を命じ、異常を発見した場合は上司に報告するものとする。

(ク) 決壊情報（被害情報）の通報

堤防等が決壊した場合及び危険と判断される状態になったときは、直ちに各関係機関及び隣接水防管理団体に通報する。

(ケ) 水防作業の実施

決壊箇所及び危険な状態になった箇所に対しては、被害の発生防止もしくは被害拡大を最小限にとどめるよう、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、適切な応急措置を講ずるものとする。

(コ) 水防活動上必要な資機材の調達

村に備蓄された資機材では、安全な水防ができないと予想されるときは、飯田建設事務所及び豊丘村建設業組合等に資機材の供給を依頼する。

(サ) 公用負担

a 公用負担の証票

水防活動のため、緊急に必要があるときには、現場において必要な土地の一時使用、土石・竹木、その他の資機材及び機械器具の使用もしくは収用するときは、水防管理者の発行する公用負担であることを証明する証票を提示する。

b 身分証票

前項により緊急に公用負担による土地または物品等の使用を行う者は、その身分を明らかにする証票を所持するものとする。

イ 【ダム、水門等の管理者が実施する対策】

ダム、水門等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

ウ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 地域内の情報収集・伝達

自主防災組織等は、気象情報等により災害の発生が予想される場合には、あらかじめ巡視等に地域内の情報を収集し、災害の発生要因等について、村に報告するものとする。ただし、降雨、水位、時刻の状況等により巡視等の現地での活動が危険と判断される場合には、安全を優先して活動するものとする。

(イ) 避難

a 避難及び避難勧告等の伝達

住民等は、地震の発生時又は発生のおそれのある場合には、気象情報等の情報に留意するとともに、避難準備情報、避難勧告等の発表があった場合には、その内容に基づき行動するものとする。また、自主防災組織等においては、避難所への避難の状況から必要と判断される場合には、屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行うものとする。

b 災害時要援護者の避難誘導

ひとり暮らし高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難について、村、地域支援者等と連携して、要援護者の避難誘導を行うものとする。

(ウ) 水防活動への協力

住民等は、自発的に水防作業への協力を行うものとし、特に、住宅地等への浸水防衛等については、消防団等と連携して水防活動に協力するものとする。

第8節 災害時要援護者に対する応急活動

【救助班・避難誘導班（民生課・社会福祉協議会）】

→ 風水害対策編（第3章第9節） 参照

第9節 緊急輸送活動

【総務班・建設班・救助班（総務課・民生課・建設農林課）】

→ 風水害対策編（第3章第10節） 参照

第10節 障害物の処理活動

【建設班（建設農林課）】

第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 障害物（工作物を含む）の除去は、原則としてその所有者又は管理者が行う。
- (イ) 村が障害物の除去作業を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 応援協力体制
 - a 村内に所在する各機関等から除去作業に係る応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講じる。
 - b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む）の除去は、その者が行うものとする。
- (イ) 障害物除去の方法

- a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により速やかに緊急輸送機能を図るものとする。
 - b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。
 - c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 応援協力体制
- a 各機関で実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 障害物（工作物を含む）に係る集積、処分は、原則としてその所有者又は管理者が行う。
- (イ) 村が障害物の集積、処分を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 応援協力体制
 - a 本村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(エ) 障害物の集積場所

障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておくものとするが、不足する場合や長期間の集積場所については、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し選定する。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 実施機関
各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 障害物の集積場所
それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第11節 避難収容活動

【各班（各課）】

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である村が中心となって計画作成をしておく必要がある。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者について十分考慮するものとする。
特に、村内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難勧告又は避難指示を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う

第3 活動の内容

1 避難勧告、避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、住民に対して避難勧告、避難指示を行う。

避難勧告・避難指示を行う場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示を行ったときは、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難勧告、避難指示の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
避難勧告	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	村 長	同上	〃
同上	水防管理者	水防法第29条	洪水
同上	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般

同上	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般 〃
同上 避難所の開設、収容	自衛官 村長	自衛隊法第94条	〃

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり県知事が行う。

イ 避難勧告、避難指示の意味

○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難勧告、避難指示及び報告、通知等

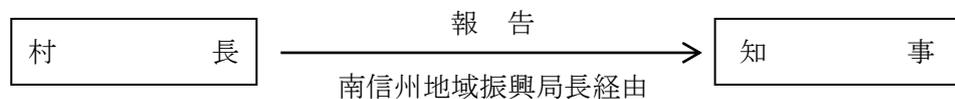
(ア) 村長の行う措置

a 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行う。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）



（報告様式は資料編による）

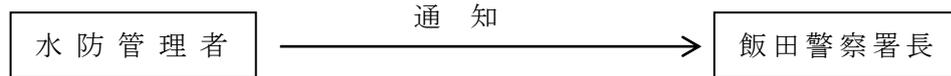
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、飯田警察署が調査班を編成し、住宅地帯を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務遂行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難関係情報の伝達等を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

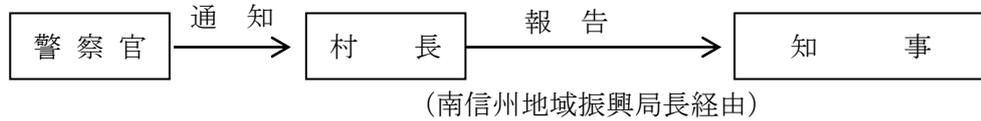
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

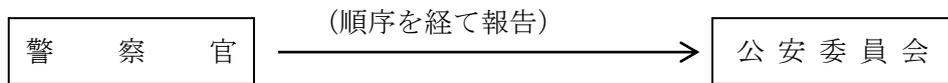
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

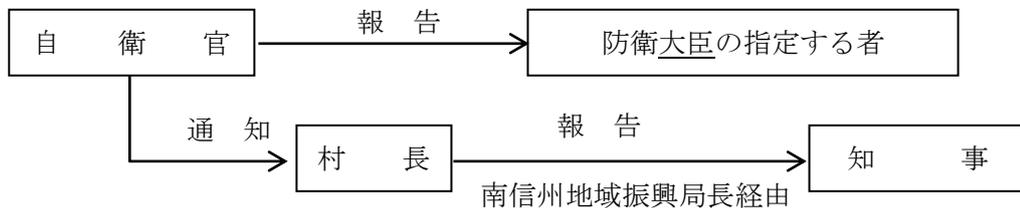


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示、避難勧告の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難指示、避難勧告の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 避難場所
- (カ) 避難の時期・時間

- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 災害時要援護者の状況把握

県及び村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時要援護者に十分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難勧告、避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－村長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

- (ア) 避難指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示を行った場合は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア 【上記1(2)アの実施機関が実施する計画】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難勧告又は指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させるものとする。
その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者は予め定めておくものとする。
- g 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ確かな避難誘導を行う。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、南信州地域振興局を経由して県へ応援を要請する。
状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあつての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食糧、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ 【住民が実施する計画】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては携帯品は食糧、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、前項同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食糧、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。
- (イ) 災害時要援護者に配慮して、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含めた民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (ウ) 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d ボランティア
 - e 他の市町村
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (ク) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (ケ) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応

じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等災害時要援護者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣要請
 - (b) 在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保する。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害規模が大きく、村において人員が不足し、困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画をふまえて適切な対策を行うものとする。
 - a 学校が避難場所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ村に協力するものとする。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
 - c 幼児、児童生徒が在籍時に地震が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児、生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児、児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (セ) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。

- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
 - (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
 - (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供するものとする。
- ウ 【住民が実施する対策】
- 住民は、避難所の管理運営について村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、村有地又は私有地を提供する。
 - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。
- キ 応急仮設住宅への入居
 - (ア) 入居基準
 - 仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。
 - a 「住居の全焼、全壊または流出等によって、居住する住居がない被災者」
 - b 「自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者」
 - 入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要援護者への配慮をするものとする。
 - (イ) 入居者の選定方法
 - 入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、以下の世帯区分の優先順位に従い、選定するものとする。

表3-12-2 入居者の選定基準

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（60歳以上）だけの世帯 ・障害者のいる世帯 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ここでいう障害者とは、以下の事項に該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳1・2級所有者、療育手帳Aランク該当者。 ・精神的障害があり、保健所長が発行する特別障害者の証明書を有する者。（障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者） ・特定疾患患者等で障害年金1級受給者。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭（子どもが18才未満）
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（65歳以上）のいる世帯 ・乳幼児（3才以下）のいる世帯 ・妊婦のいる世帯 ・18才未満の子どもが3人以上いる世帯
第3順位	病弱者（日常生活を営むうえで介助を必要とする方）のいる世帯
第4順位	その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）

(ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

- a 村の関係課
 - ◎産業建設課長、○総務課長、住民課長、環境課長
- b 各区の長
- c 民生児童委員

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつ決め細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(1) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(イ) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(ウ) 災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 指定行政機関及び公共機関は、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

第12節 孤立地域対策活動

【各班（各課）】

→ 風水害対策編（第3章第13節） 参照

第13節 食料品等の調達供給活動

【救助班・農林班（民生課・建設農林課）】

→ 風水害対策編（第3章第14節） 参照

第14節 飲料水の調達供給活動

【環境水道班（生活環境課）】

→ 風水害対策編（第3章第15節） 参照

第15節 生活必需品の調達供給活動

【救助班（民生課）】

→ 風水害対策編（第3章第16節） 参照

第16節 保健衛生・感染症予防活動

【衛生班（民生課）】

→ 風水害対策編（第3章第17節） 参照

第17節 遺体の捜索及び処置等の活動

【消防班（総務課）】

→ 風水害対策編（第3章第18節） 参照

第18節 廃棄物の処理活動

【環境水道班（生活環境課）】

→ 風水害対策編（第3章第19節） 参照

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【総務班・商工観光班（総務課・地域経営課）】

→ 風水害対策編（第3章第20節） 参照

第20節 危険物施設等応急活動

【総務班・環境水道班（総務課・生活環境課）】

→ 風水害対策編（第3章第21節） 参照

第21節 電気施設応急活動

【電力会社】

→ 風水害対策編（第3章第22節） 参照

第22節 上水道施設応急活動

【環境水道班（生活環境課）】

→ 風水害対策編（第3章第23節） 参照

第23節 下水道施設応急活動

【環境水道班（生活環境課）】

→ 風水害対策編（第3章第24節） 参照

第24節 通信・放送施設応急活動

【総務班（総務課）】

→ 風水害対策編（第3章第25節） 参照

第25節 災害広報活動

【総務班（総務課）】

→ 風水害対策編（第3章第26節） 参照

第26節 土砂災害等応急活動

【総務班・建設班（総務課・建設農林課）】

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示等が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

予想される災害に応じて避難勧告又は避難指示を行う。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示等が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

4 がけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第27節 建築物災害応急活動

【各班（各課）】

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

(ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずるものとする。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

被害の状況を把握し、被災住宅の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措

置を講じる。

災害の規模が大きく、人員が不足する場合、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは他市町村に対して支援を求める。

(ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【村（教育委員会）が実施する対策】

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【所有者が実施する対策】

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。

(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第28節 道路及び橋梁応急活動

【建設班（建設農林課）】

→ 風水害対策編（第3章第29節） 参照

第29節 河川施設応急活動

【総務班・建設班（総務課・建設農林課）】

第1 基本方針

地震による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう配慮し、次の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合、施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門若しくは閘門の適切な操作
- 4 他市町村における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な地震が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の支援、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ 【住民が実施する対策】

住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

ダムを管理する村においては、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

イ 【関係機関が実施する対策】

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【各班（各課）】

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物等に係る二次災害を防止するため応急危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 建築物関係

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

イ 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 建築物関係

(ア) 【村が実施する対策】

- a 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速に判定作業を行えるよう、次の事項を整備する。
 - (a) 応急危険度判定士の派遣要請
 - (b) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
 - (c) 被災地域への派遣手段の確保
 - (d) 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- b 必要に応じて倒壊等の危険のある建築物及びその周辺への立入禁止等の措置をとる。

(イ) 【建築物の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

イ 道路及び橋梁関係

【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

エ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、飯田警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 【県が実施する対策】

a 緊急時における指示及び応援要請（危機管理局）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第6節 消防・水防活動参照）

b 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(イ) 【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該村の区域における危険物施設の管理者等に対し、一時停止等を命じる。

- b 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。
 - c 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。
- (ウ) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】
- a 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。
 - b 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
 - c 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
 - d 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - (a) 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - (b) 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
 - e 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
 - f 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。
- イ 火薬類関係
- (ア) 【県が実施する対策】（商工労働部）
- a 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。
 - b 下記の（イ）の a から b までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対

して指導徹底を図る。

- c 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(県警察本部)

(イ) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

- b 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

ウ 液化石油ガス関係

(ア) 【県が実施する対策】(商工労働部)

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(イ) 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

(ウ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

エ 毒物劇物関係

(ア) 【県が実施する対策】

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(健康福祉部)

- (a) 地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。

- (b) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。

- (c) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

- b 緊急時における指示及び応援要請(健康福祉部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

- c 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

- (イ) 【村が実施する対策】
 - a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
 - b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。
- (ウ) 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)
 - a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
 - b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
 - c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - (a) 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
 - (b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。
- (エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

イ 【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

- (ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

第3 1節 ため池災害災害応急活動

【建設班（建設農林課）】

第1 基本方針

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、定めた規模のため池について速やかに緊急点検をする。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

(イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

(ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市町村へ報告するものとする。

(イ) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。

(ウ) 村が実施する応急対策について協力するものとする。

第3 2節 農林水産物災害応急活動

【農林班（建設農林課）】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

ア 被害を受けた作物の技術指導は、農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

イ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村は、農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を南信州地域振興局に報告する。

(イ) 農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去す

るとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努めるものとする。(中部森林管理局)

(イ) 村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ 【住民が実施する対策】

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第33節 文教活動

【教育班（教育委員会）】

第1 基本方針

小学校、中学校、高等学校は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、授業料の減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は地震発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する対策】

学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防ぎ、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとり、その旨を速やかに村教育委員会に連絡する。

ア 児童生徒等が在校していない場合の措置

地震発生により、校舎等学校施設の安全性に危惧がある場合、通学路等の安全が図られない場合、多数の児童生徒等や教職員が被災している可能性がある場合などは、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知する。

イ 児童生徒等が在校している場合の措置

- (ア) 地震発生には、教職員らは付近の児童生徒等に、校舎の内外、授業中とそれ以外など状況に応じた被災防御の措置をとらせ、被害の最小化を図る。
- (イ) いったん揺れがおさまった段階で、次により避難場所への避難誘導を行う。
 - a 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した避難場所へ誘導する。
 - b 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
- (ウ) より安全な場所への避難誘導

- a 当初避難した場所が危険になった場合は、より安全な場所に児童生徒等を誘導する。
 - b より安全な場所に避難する場合は、保護者等との連絡に配慮し、避難先を掲示しておくか、防災行政無線等により避難先の広報等を行う。
 - c より安全な場所に到着次第、速やかな児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたりとともに避難状況を村教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。
- ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護
- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合、地震後の通学路の状況を把握し、沿道の建物等の火災・倒壊・落下などの危険性がないと判断されるときに限り、適切な下校方法を検討した上で決定する。
 - (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
 - (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する対策】

ア 村（教育委員会）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図る等の総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に

留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、村教育委員会へ連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する対策】

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は南信教育事務所を經由して県教育委員会に斡旋を依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第34節 飼養動物の保護対策

【農林班（建設農林課）】

→ 風水害対策編（第3章第35節） 参照

第35節 ボランティアの受入れ体制

【救助班（民生課・社会福祉協議会）】

→ 風水害対策編（第3章第36節） 参照

第36節 義援物資・義援金の受入れ体制

【総務班・救助班（総務課・民生課・社会福祉協議会）】

→ 風水害対策編（第3章第37節） 参照

第37節 災害救助法の適用

【総務班（総務課）】

→ 風水害対策編（第3章第38節） 参照

第38節 観光地の災害応急対策

【商工観光班（地域経営課）】

→ 風水害対策編（第3章第39節） 参照

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【各班（各課）】

→ 風水害対策編（第4章第1節） 参照

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【各班（各課）】

→ 風水害対策編（第4章第2節） 参照

第3節 計画的な復興

【各班（各課）】

→ 風水害対策編（第4章第3節） 参照

第4節 資金計画

【各班（各課）】

→ 風水害対策編（第4章第4節） 参照

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【各班（各課）】

→ 風水害対策編（第4章第5節） 参照

第6節 被災中小企業等の復興

【商工観光班（地域経営課）】

→ 風水害対策編（第4章第6節） 参照

第5章 東海地震に関する事前対策活動

【各班（各課）】

第1節 総則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、村における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

【各班（各課）】

第1 村の体制

1 地震予知情報等の種別と活動体制

村長は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、その情報の内容に応じ以下の活動体制をとる。

表5-2-1

情報の種類	活動体制	配備職員	活動内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制 （通常時の第1配備）	各部の長が 予め定めた 職員	①連絡要員の確保 ②東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ③その他情報収集
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制 （通常時の第1配備または通常時の第2配備）	各部の長が 予め定めた 職員または 全職員 （通常時の警戒体制の参集範囲を決定した後 に決定）	①東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ・住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置の準備 ③地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣、受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制 （通常時の第2配備）	全職員	①地震災害警戒本部の設置 ②地震予知情報等の収集及び伝達 ③地震防災応急対策の実施 ・村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び県への報告 ・村内における地震応急対策の総合調整及び推進

※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

2 地震災害警戒本部の設置

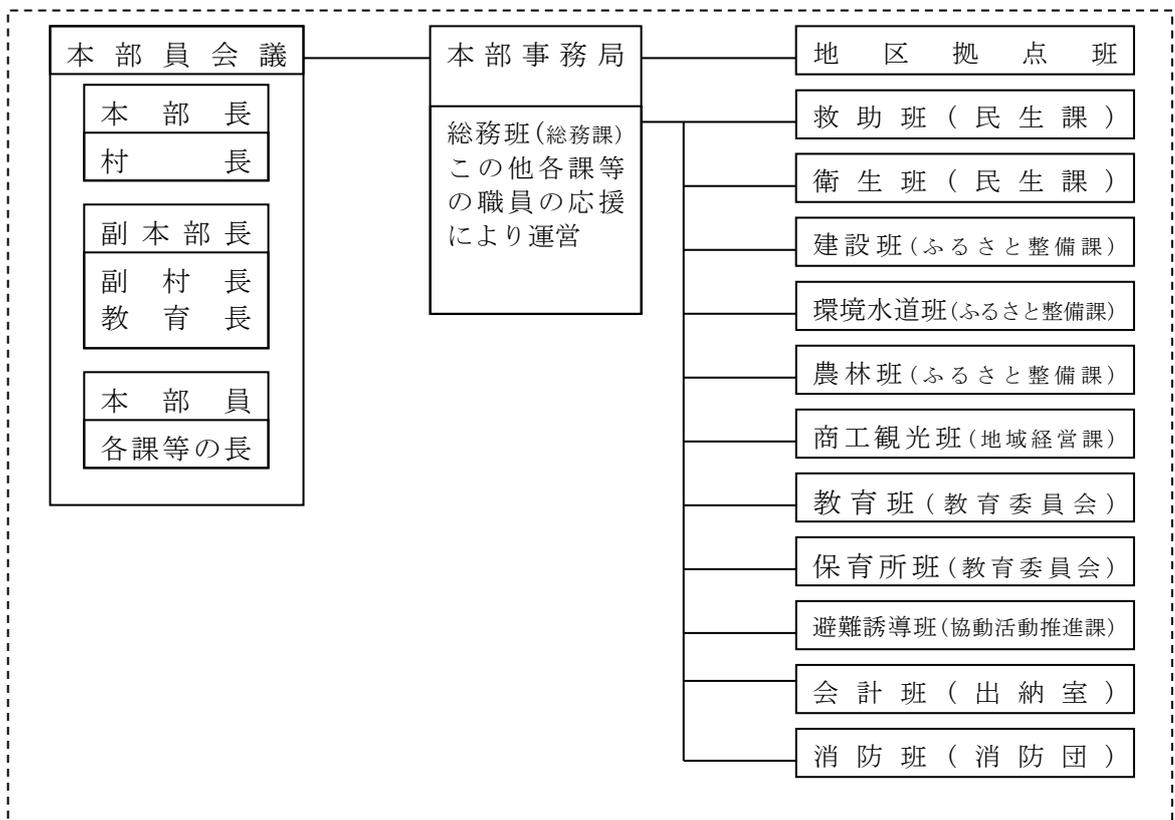
(1) 地震災害警戒本部の設置基準

村長は、警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、阿智村地震災害警戒本部を設置する。

(2) 阿智村地震災害警戒本部の組織

本部の組織は、阿智村地震災害警戒本部設置条例の定めるところによるが、緊急に各部に渡る事務を行う必要があることから、災害対策本部の一般災害体制に緊急活動体制の地区拠点班の機能を併せ持つ組織とする。

図5-2-1 地震災害警戒本部組織概念図



※ 各班の編成・分掌事務及び地区拠点班の編成等は、資料編による。

(3) 地震災害警戒本部の職務・権限等

本部の職務・権限、本部員会議等その他設置に関する事項については、風水害等対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」の災害対策本部に係る部分を準用する。

3 東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

- 4 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、伝達を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

また、本節に定める事項以外の職員の参集に関する事項については、風水害等対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」を準用する

第2 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

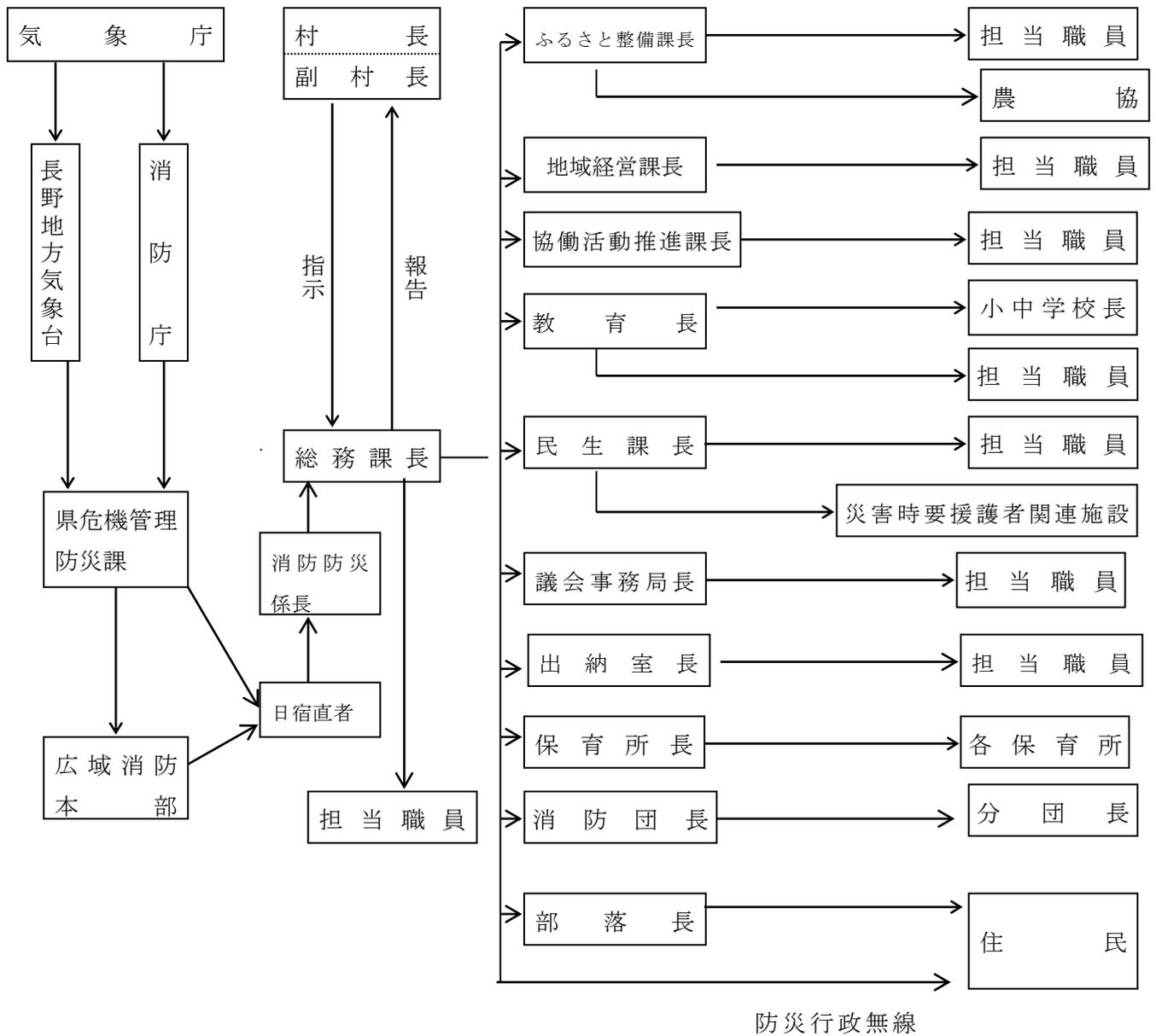
- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画に予め定めておくものとする。

また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

イ 勤務時間外及び休日



(2) 伝達要領

ア 勤務時間内における要領

- (ア) 県危機管理防災課から伝達された東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報は、総務課長が受領する。
- (イ) 総務課長は（ア）により情報を受領したときは、（1）のアの伝達系統により直ちに通知する。
- (ウ) 防災行政無線により全村放送する。

イ 勤務時間外における要領

(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて、閣議決定がなされた旨の通知を県危機管理防災課長が受理した場合は、県から村に通知される。

イ アにより通知を受けた場合は、警戒宣言が発せられた時点で1の(2)の要領により通知・全村放送するものとする。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(臨時)	<p>【発表基準】</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(定例)	<p>【発表基準】</p> <p>毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていない場合</p>

各情報発表後、東海地震のおそれがなくなったと判断される場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

1 村において収集する情報

村が行う対策のための情報の収集先と内容については、次表のとおりとする。

表5-3-1 村における情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容	収集担当
<input type="checkbox"/> ① 気象庁（長野地方気象台） 内閣府 危機管理防災課 南信州地域振興局等県現 地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する調査情報等 <input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報発表に伴う地震防 災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 気象情報 <input type="checkbox"/> 国・県の警戒本部・支部の設置・廃止	本部事務局 総務課
<input type="checkbox"/> ② 地区拠点班	<input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況	
<input type="checkbox"/> ③ 飯田国道事務所 飯田建設事務所 中日本高速道路（株）	<input type="checkbox"/> 交通規制状況	
<input type="checkbox"/> ④ 飯田広域消防本部	<input type="checkbox"/> 警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 警防本部活動情報	
<input type="checkbox"/> ⑤ 長野県警察本部 飯田警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の混乱状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等、治安状況	
<input type="checkbox"/> ⑥ 信南交通株式会社 東海旅客鉄道（株）飯田支 店	<input type="checkbox"/> J R、バス運行・乗客対応状況 <input type="checkbox"/> 交通機関情報	
<input type="checkbox"/> ⑦ 他市町村	<input type="checkbox"/> 応急対策実施状況	
<input type="checkbox"/> ⑧ 飯田市立病院 村内医療機関	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	民生課
<input type="checkbox"/> ⑨ 阿智村生活環境課 給水・水道施設	<input type="checkbox"/> 応急給水体制準備状況 <input type="checkbox"/> 上・下水道施設応急対策実施状況	生活環境課
<input type="checkbox"/> ⑩ 長野県トラック協会 流通業者	<input type="checkbox"/> 物資の在庫調達可能量 米穀 <input type="checkbox"/> // 生活必需品 <input type="checkbox"/> // 生鮮食料品 <input type="checkbox"/> // 副食	民生課
<input type="checkbox"/> ⑪ 緊急輸送関連	<input type="checkbox"/> ヘリポート準備状況 <input type="checkbox"/> 車両確保準備状況	総務課
<input type="checkbox"/> ⑫ 阿智村教育委員会	<input type="checkbox"/> 児童・生徒引き渡し状況 <input type="checkbox"/> 住民の避難状況	教育委員会
<input type="checkbox"/> ⑬ 社会福祉施設	<input type="checkbox"/> 施設の避難実施状況 <input type="checkbox"/> 入所園児の引渡し状況	民生課
<input type="checkbox"/> ⑭ 各部共通	<input type="checkbox"/> 各部の応急対策実施状況	各課

2 県・関係機関に対する報告等

長野県地震災害警戒本部・関係機関への報告は、次表を参考に関係する情報を、長野県防災行政無線により南信州地域振興局等県関係機関を通じて報告する。

表5-3-2 県警戒本部が収集する主な情報

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護医療班の出動体制	病院管理者－市町村－保健所－県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） （農協－市町村－地方事務所－県警戒本部）（農政部） （郵便局－株ゆうちょ銀行等（信越支社）－県警戒本部） （危機管理部） （労働金庫－県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関－地方事務所－県警戒本部） （危機管理部）
主要食糧の在庫状況等	関東農政局長野地域センター－県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	J R 各社－県警戒本部（企画局）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部（企画局）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	N T T－県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部（健康福祉部） （社）県医師会－県警戒本部（健康福祉部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県警戒本部（建設部） 地方整備局－県警戒本部（建設部） 市町村－建設事務所－県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	（社）県トラック協会－県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村－地方事務所－県警戒本部（危機管理部）
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部（教育委員会） 私立学校－県警戒本部（教育委員会）

第4節 広報計画

【総務班（総務課）】

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

なお、強化地域外の居住者等に対しても的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

(1) 【村が実施する計画】

東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域内における不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

イ 県を通じた報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

(1) 【村が実施する計画】

村は、以下の内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、防災行政無線、音声告知放送、広報車等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき処置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置

- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (ク) 家庭において実施すべき事項
- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項

イ 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

ウ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

(2) 【防災関係機関が実施する計画】

ア 放送機関

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

イ 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

ウ ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

エ 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

オ JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

カ 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

キ 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

ク 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

ケ その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

表5-4-1 広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】
(1) 住民が状況を判断できるための情報 <input type="checkbox"/> ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の内容 <input type="checkbox"/> ② 流言飛語の打ち消し
(2) 住民等の災害予防措置呼びかけ <input type="checkbox"/> ① 出火予防呼びかけ（消火器の点検・火気使用の自粛） <input type="checkbox"/> ② 家具等の転倒防止措置を行うこと <input type="checkbox"/> ③ 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒 <input type="checkbox"/> ④ 地域の自主防災活動に参加すること <input type="checkbox"/> ⑤ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報を注意すること <input type="checkbox"/> ⑥ 最低3日間分程度の飲料水・非常食料の準備すること <input type="checkbox"/> ⑦ 自動車の運転を自粛すること <input type="checkbox"/> ⑧ 特に必要のない外出は避けること <input type="checkbox"/> ⑨ 電話の使用を自粛すること
(3) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別） <input type="checkbox"/> ① 避難場所の情報 <input type="checkbox"/> ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） <input type="checkbox"/> ③ 災害時要援護者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ <input type="checkbox"/> ④ 避難時の車の使用制限
(4) 応急対策実施状況 <input type="checkbox"/> ① 行政の対応状況 <input type="checkbox"/> ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(5) その他
【生活関連情報】
(1) 医療情報 <input type="checkbox"/> ① 医療機関の受入情報 <input type="checkbox"/> ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 <input type="checkbox"/> ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) ライフライン情報 <input type="checkbox"/> ① ライフライン施設の応急対策実施状況 <input type="checkbox"/> ② 代替燃料・機器に関する情報
(3) 交通・道路情報 <input type="checkbox"/> ① 鉄道・バス等の運行情報 <input type="checkbox"/> ② 道路情報（交通規制・渋滞情報）
(4) 生活の基礎情報 <input type="checkbox"/> ① 店舗営業情報 <input type="checkbox"/> ② 避難所・地域での生活情報 <input type="checkbox"/> ③ 通常の行政サービス情報 <input type="checkbox"/> ④ 各種相談窓口情報 <input type="checkbox"/> ⑤ 学校・保育園の休校・休園情報
(5) その他

第5節 避難活動等

【避難誘導班（民生課・地域経営課・協働活動推進課）】

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、災害時要援護者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象区域」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最低限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動内容

1 避難の勧告又は指示

(1) 【村が実施する計画】

ア 警戒宣言時に避難の勧告又は指示の対象となる区域は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他村長が危険と認める地区

イ 避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線、音声告知放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

ウ 警戒宣言が発せられた時、村長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

(2) 【住民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市町村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【村が実施する計画】

ア 村は、警察本部及び県危機管理室と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておく。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で避難地までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、飯田警察署と調整する。

ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

(2) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 屋内避難

(1) 【村が実施する計画】

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の災害時要援護者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、長野県地域防災計画資料編「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 指針に従い、公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を設定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。

ウ 屋内の避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め災害時要援護者に配慮した対策を講じる。

4 災害時要援護者関連施設における避難対策

(1) 【村が実施する計画】

避難対象地区内の災害時要援護者関連施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法を調整する。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
 - ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用者両等
 - ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討
- (2) 【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する計画】
- 災害時要援護者関連施設の管理者は、村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。
- ・夜間・休日を含めた連絡体制
 - ・徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
 - ・利用者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

- (1) 【村が実施する計画】
- ア 避難の状況、避難地の配置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- イ 避難地の設置及び運営については、次により行う。
- (ア) 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。
- また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得る。
- (イ) 避難地で避難生活をする者は、避難の勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。
- (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
- (エ) 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
- (オ) 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て行う。
- (カ) 避難地には、運営のための必要な職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。
- (2) 【住民が実施する計画】
- 住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

【救助班・環境水道班・農林班（民生課・生活環境課・建設農林課）】

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとする。村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達およびあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、必要な措置を講ずるものとする。

第2 活動内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【村が実施する計画】

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行う。
- イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- ウ 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行う。
- エ 避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。また、要請が可能となるよう、主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。
- オ 生活必需品との備蓄について、住民に対して周知する。
- カ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省 総合食料局）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき知事又は村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【村が実施する計画】

- ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を

行う。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

エ 応急復旧体制の準備を行う。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

【衛生班（民生課）】

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1) 【村が実施する計画】

- ア 飯伊地区包括医療協議会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県または関係機関に対して供給の要請を行う。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- エ 傷病者の搬送準備をする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定指定医療機関の周知を図る。

(2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 日本赤十字社長野県支部
日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。
県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。
- イ 飯伊地区包括医療協議会
村から協力要請があったとき、又は会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。
- ウ 災害拠点病院等
災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- エ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会
県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

2 保健衛生体制の確立

地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をするものとする。

(1) 【村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

【教育班（教育委員会・民生課）】

第1 基本方針

小学校、中学校、高等学校及び保育所（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動内容

1 【村（教育委員会）が実施する計画】

児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業または学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間または地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引渡しなどの安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合せの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、村地震災害警戒本部へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、村地震災害警戒本部と協議の上、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下などの危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し勝手な行動はとらない。

2 【私立学校が実施する計画】

村立学校および県立学校が実施する計画に準じて、適切な対策を行うものとする。

第9節 消防・救急救助等対策

【消防班（総務課）】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、阿智村地域防災計画及び飯田広域消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動も実施する。

第2 活動内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 警察庁、防衛庁及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。
- (5) 自主防災組織等の消防防火活動に対する指導を実施する。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

2 【自衛隊、飯田広域消防本部が実施する計画】

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行う。（消防本部）
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。（消防本部）

3 【飯田広域消防本部、消防団が実施する計画】

- (1) 消防職員及び消防団員は、東海地震注意情報・東海地震予知情報を受理した時は、飯田広域消防計画により、所定位置に参集する。
- (2) 消防本部は、地震災害警防本部（以下「警防本部」）を設置する。その編成運用は、飯田広域消防計画により実施する。
- (3) 主な活動事項
警防本部は、東海地震注意情報・東海地震予知情報受理により次の活動を行う。
 - ア 地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報
警防本部と地震災害警戒本部は相互に連携し、地震予知情報の収集に努め、速やかに全

域に情報の伝達を行い、自主防災体制の確立を促すとともに、出火防止の呼びかけを行う。

イ 消防団の事前配備

地震予知情報等により、地震による出火延焼拡大阻止及び重要避難路確保のため、消防団分団詰所に参集し、村消防団本部の指示により、消防団員は所定の位置に配置する。

ウ 事業所に対する応急対策の実施指導

消防長は各事業所責任者に自衛消防隊等の自主的配備を勧奨し、消防警戒体制の確立を図る。

エ 消防団員の行動

東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたことを知ったときは、伝達を待たず、速やかに消防団分団詰所に参集する。

オ 同時多発火災の応急対策

（ア） 地震によって起こる火災を防止するため、消防署及び各分団の車両により管内を巡視し、出火予防を呼びかける。

（イ） 地震予知情報の発表に伴い、電話の混線が予想されるので、この場合も前項に準じ各車を巡回させ火災の早期発見に努めるとともに、無線又は適宜の方法により速やかにその状況を分団から村消防団本部に連絡し、災害の初期鎮圧を図る。

（ウ） 消防団は、管内を巡回し可能な限り隣接分団と連絡を密にし警戒する。火災を発見した場合は、極力自衛で鎮圧を図り、もし、火災規模が大きく自衛のみでは消火することが困難であると判断したときは、その状況を速やかに村消防団本部に報告し、他の分団の出動を要請する。

なお、隣接各分団は、現に出動している分団の管内も併せて巡回し、警戒に万全を期する。

（エ） 同時多発火災が発生した場合又は発生するおそれのある場合の火災出動は、消防長又は消防団長が行う特別命令による。

第10節 村が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

【各班（各課）】

第1 基本方針

地震発生時に被害軽減および円滑な応急対策の実施を図るため、東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）発表時に村が管理又は運営に対する施設等について実施する主な事項について定める。なお「第3章災害応急対策計画」に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期す。

第2 活動内容

1 道路

- (1) 緊急輸送路確保、道路啓開に必要な資機材、人員の把握、出動体制の確立
- (2) 所管道路の緊急点検及び巡視による交通の制限、工事中道路の工事中断等の措置
- (3) 避難に支障をきたす障害物の除去
- (4) 橋梁、法面等の危険箇所の点検及び安全措置

2 河川施設及びため池等

- (1) 河川等の所管施設の緊急点検及び巡視による安全措置
- (2) 管理施設の非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
- (3) 必要に応じてため池から放水、用水路の断水または減水の措置
- (4) 必要に応じて安全な場所に速やかな警戒避難が可能な体制の確立

3 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

東海地震注意情報が発せられた場合、村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等における施設管理者としての管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒、落下物防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用施設の点検、整備と事前配備
- (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・システムなど重要資機材の点検等の体制
- (8) 重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 警戒本部又は、拠点がおかれている庁舎の管理者は、3に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
- また、地震災害警戒本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 地震災害警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この計画に定める避難場所又は応急救護所等がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は3の掲げる措置をとるとともに、村が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

5 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

【関係機関】

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第2 活動内容

1 電気（中部電力株式会社飯田営業所）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認する。
- (3) 社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全職員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確認する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害対策本部を設置し、非常体制を確認する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便㈱

- (1) 日本郵便㈱（信越支社）は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 日本郵便㈱（信越支社）は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

【総務班・商工観光班（総務課・地域経営課）】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のため措置が必要である。

第2 活動内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 村内又は下伊那郡内の流通業者との連携を図る。

2 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第13節 交通対策

【総務班・建設班（総務課・建設農林課）】

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、利用者の安全確保、円滑な避難及び緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通規制等を実施する。

また、村は車両・鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、県、警察署、村、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

(1) 【県が実施する計画】（警察本部）

ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。

オ 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。

カ 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。

キ 自動車運転者の執るべき措置の指導

平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	<p>① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。</p> <p>② 車両において避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。</p>
避難するとき	<p>第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。</p>

(2) 【村が実施する計画】

ア 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。

イ 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

ウ 中央自動車道から車が流入してきた場合、村の道路容量では対処できない場合があるので、中日本高速道路㈱及び近隣市町村と滞留旅客の対策について協議する。

(3) 【中日本高速道路㈱が実施する計画】

日本道路公団は、その防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

(4) 【路線バス・村営バスが実施する計画】

ア 営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停止し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

第14節 緊急輸送

【総務班（総務課）】

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、村及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 【村が実施する計画】

(1) 緊急輸送の原則

ア 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。

イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。

ウ 警戒宣言が発表された後相当期間が経過し、村内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、県地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

エ 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、地震災害警戒本部において調整を行う。
輸送の優先順位は原則以下のとおりとする。

- (ア) 第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- (イ) 第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送
- (ウ) 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

(2) 陸上輸送

ア 緊急輸送路の確保

県が指定した緊急輸送路と村の指定道路を関係機関と連携し、標識の設置及び交通規制等必要な措置を講じる。

イ 輸送拠点の確保

予め指定された輸送拠点について、要員配置のための連絡調整及び必要な資機材等の確保等、開設に必要な準備を行う。

ウ 輸送手段の確保

- (ア) 村有車両の一括管理による利用制限

- (イ) 車両への給油及び燃料確保のため村内燃料供給業者への協力要請
- (ウ) 民間輸送企業等からの調達
- (3) 緊急空輸
救急患者の搬送、物資輸送等で道路事情の悪化等必要に応じて、第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」に定める手続きにより、ヘリコプターでの出動を要請する。
- (4) 緊急通行車両の確認
地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、第3章9節「緊急輸送活動」に定める手続きに準じ、緊急通行車両の確認を受ける。

3 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

第15節 他機関に対する応援の要請

【総務班（総務課）】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

1 応援要請締結状況

村が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

協 定 名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
長野県市町村災害時相互応援協定	長野県内全市町村	平成8年4月1日 平成23年12月16日	災害時における物資等の提供及び斡旋、人員の派遣等（改定）
災害時の医療救護についての協定	飯伊地区包括医療協議会	平成8年5月31日 平成15年11月1日	災害時の医療救護（改定）
三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信地域（東三河、遠州、南信州）の3県30市町村	平成8年7月8日 平成17年11月4日	災害時の相互応援（改定）
災害時における飯伊15市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定	飯田郵便局・飯田下伊那特定郵便局	平成9年8月25日	郵便貯金の非常払い戻し、非常貸付、災害時の郵便輸送確保等
災害時における住民生活の早期安定を図るための協定	飯伊14市町村・南信州広域連合・みなみ信州農業協同組合	平成12年1月20日	応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い等
災害応急措置の協力に関する協定	南信州広域連合 社団法人長野県建築士会飯伊支部	平成18年12月24日	避難施設の応急危険度判定等
災害時消防相互応援協定	南信州広域連合・飯田下伊那14市町村	平成18年1月13日	災害時の相互応援
大規模災害時等における相互応援に関する応援協定	愛知県尾張旭市	平成23年2月25日	災害時の相互応援
災害時相互応援協定書	愛知県豊山町	平成25年11月18日	災害時の相互応援

2 応援要請等

(1) 応援協定締結市町村等への応援要請

村は、必要と認めるときは、1に掲げる応援協定のうち最も当該必要状況に適した締結先に応援を要請する。

(2) 他市町村長への応援要請

村長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町村長等に対し応援を求める。

(3) 知事への応援要請

村長は、村域において地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請する。

(4) 受入体制の確保

村は、地震が発生し、県・他の市町村及び協定団体等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するように努める。

(5) 費用の負担

県・他の市町村及び協定団体等から本村に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

3 自衛隊の地震防災派遣要請

村長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

(1) 派遣を要請する事由

(2) 派遣を要請する期間

(3) 派遣を希望する区域

(4) その他参考になるべき事項

第16節 事業所等の対策計画

【事業者】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令の定めるもの）の管理者又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。

これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業の利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行うものとする。

第2 活動の内容

1 【事業所が実施する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。

ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

2 【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

第17節 自主防災活動計画

【各班（各課）】

第1 基本方針

東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身の手で守るため、各自主防災組織、住民等が自主的に行う活動について定める。

第2 活動の内容

1 自主防災組織の活動拠点の設置（自主防災組織）

自主防災組織ごとに区民会館、指定施設へ避難所等を設置し、避難所等には地区連絡所を設置する。

2 情報の収集・伝達（総務課・自主防災組織）

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 東海地震関連情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 各地区の避難所等に連絡担当者を派遣し、地区内からの情報の収集にあたる。
- (4) 必要に応じて防災行政無線同報系による避難勧告等の伝達を行う。

3 防災用資機材等の配備・活用（自主防災組織）

- (1) 消火器、可搬型消防ポンプ等初期消火用資機材の点検と準備を行う。
- (2) 各地区内に保管中の防災用資機材等を点検し、必要な場所に配備する。

4 家庭内対策の徹底（住民）

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

- (1) 家具の転倒防止
- (2) 落下物の除去
- (3) 出火防止
- (4) 備蓄食糧・飲料水の確保

5 避難活動（自主防災組織）

(1) 避難行動

ア 土砂災害警戒区域等の付近の住民に対して、事前避難、本部長の避難勧告、または指示を伝達し、危険地域外の予め定められた避難地等へ避難誘導を行う。

避難状況を確認するとともに、その状況を地区拠点班に報告する。

イ 寝たきり老人、障害者等で避難の困難な者については、避難場所まで搬送する等支援を行う。

ウ 家屋の耐震強度が不十分な場合等、地震による被害が予想される場合は、最寄りの避難地及び付近の安全な空地等へ自主的に避難をする。

(2) 避難所の運営

東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の主な措置は以下とする。

ア 屋外の避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備。

イ 応急手当に用いる医薬品等、救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材の準備。

ウ 警戒宣言の発令期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、警戒本部等と連携しその確保に努める。

6 社会秩序の維持

(1) 正確な情報収集

ラジオ、テレビ、防災行政無線、音声告知放送等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

(2) 社会混乱の回避

生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。